

(第一類 第七号)

第六十三回国会 社会労働委員会議録 第十号

(三〇一)

昭和四十五年四月九日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

理事 有馬 元治君

理事 梶山 静六君

理事 齊藤滋与史君

理事 松山千恵子君

理事 向山 一人君

理事 渡部 恒三君

理事 後藤 俊男君

理事 古寺 宏君

理事 渡部 通子君

出席國務大臣

厚生大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

厚生省年金局長 廣瀬 治郎君

厚生省援護局長 武藤崎一郎君

委員外の出席者

行政管理庁行政管理局管理官 關 言行君

大蔵省主計局主計官 相原 三郎君

建設大臣官房官庁営繕部長 小西 直一君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動

四月八日

辞任

箕輪 登君

同日

辞任

中垣 國男君

補欠選任

中垣 國男君

補欠選任

箕輪 登君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第一類第七号

社会労働委員會議録第十号

昭和四十五年四月九日

同(堀川正十郎君紹介)(第二七七二号)
同(中野四郎君紹介)(第二七七三号)
同(松田竹千代君紹介)(第二七七四号)
同(大坪保雄君紹介)(第二九〇七号)
同(砂田重民君紹介)(第二九〇八号)
同(田中武夫君紹介)(第二九〇九号)
同(渡海元三郎君紹介)(第二九一〇号)
同(原健三郎君紹介)(第二九一一号)
保母の処遇改善に関する請願外一件(村上信二郎君紹介)(第二七五号)
同(小林信一君紹介)(第二九一二号)
同(小宮山重四郎君紹介)(第二九一三号)
同外二十八件(佐々木義武君紹介)(第二九一四号)
心臓病児者の医療等に関する請願(村上信二郎君紹介)(第二七七六号)
同(門司亮君紹介)(第二七七七号)
同(松尾信人君紹介)(第二九一九号)
看護婦不足対策等に関する請願(江田三郎君紹介)(第二七八八号)
同(山本弥之助君紹介)(第二七九七号)
同(米田東吾君紹介)(第二九二〇号)
優生保護法の一部改正に関する請願外五百八十四件(赤澤正道君紹介)(第二七八〇号)
同(植木庚子郎君紹介)(第二七八一号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第二七八二号)
同外十四件(有馬元治君紹介)(第二九二二号)
同外百五十四件(上村千一郎君紹介)(第二九二二二号)
同外百六十四件(中野四郎君紹介)(第二九二三号)
同外四件(丹羽久章君紹介)(第二九二四号)
同外三十五件(古川文吉君紹介)(第二九二五号)
同外千五百四十四件(毛利松平君紹介)(第二九二六号)
クリーニング業法の一部改正に関する請願(中山正輝君紹介)(第二八三五号)
労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願

(坊秀男君紹介)(第二九一七号)
労働災害以外によるせき髄損傷障害者の援護に関する請願(坊秀男君紹介)(第二九一八号)
通勤途上の交通災害に労働者災害補償保険法適用に関する請願(古川喜一君紹介)(第二九二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
心身障害者福祉協会法案(内閣提出第六九号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 すでに御承知のことと存じますが、大阪市内におけるガス爆発事故の情報を私から簡単に御報告申し上げたいと存じます。

これはけさの八時現在の情報でございます。

一、概況。四月八日十七時三十分ごろ、大阪市の地下鉄延長工事中に、埋設物である都市ガスのパイプ管からガス漏れがあり、大阪瓦斯公社のパイプ管が現地に突出して修理中に同車が燃え出し、同時に四力所からガス爆発が起り、付近の住家等のガラス、コンクリートの破片等が散乱するとともに、火災が発生し、帰宅途上の通勤者、地下鉄工事人等に多数の死傷者、被害が発生した。

二、災害発生日時及び場所。日時、四十五年四月八日十七時三十分ごろ。場所、大阪市淀川区分寺町十五番地先。

三、被害状況。人的被害、死者七十人、うち男四十七人、女八人、性別不明十五人。それから負傷者二百三十人。うち重傷百二十五人、軽傷百五十五人。それから住家の被害、二十二棟三十戸全焼、世帯数百世帯、被災者四百五十人と推定。

四、救助の実施状況。避難所の設置。小学校二、公民館一、計三方所に百二十人を収容。それからたき出しの実施。避難所収容者等に対してパン食のたき出しを実施。被服、寝具等の貸与。毛布千三百枚、むしろ三百枚を貸与。それから医療。負傷者二百三十人を二十五医療機関に加療中。うち重傷者百二十五人は二十一医療機関に入院加療中。

五、厚生省は、大阪府、大阪市の関係部局並びに国立病院、赤十字社等と直ちに連絡し、応急対策を指導するとともに、今朝関係官を現地に派遣し、被災者対策等に万全を期しつつあり。

こういふことで、私どものほうから社会局、医務局等から係官を今朝派遣いたしてありますので、また帰りましたら報告の状況に基づきまして詳しい御報告もいたしたいと思っております。

以上でございます。

○倉成委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。古川雅司君。

○古川(雅)委員 質問に入ります前に、ただいま国務大臣から御報告のありました、大阪におきましてガス爆発事故によりまして多大の死者、負傷者並びに罹災者を出しましたことにつきまして、つつしんでお悔やみとお見舞いの意を表したいと思っております。

今午前十時から現場検証も始められておりますので、追って事故の内容等についても明らかになると思っております。また大臣から御報告のとおり、今朝から係官を御派遣いただいたということでございます。今後万全の対策を期していただくよう御要望申し上げます。さらにこの災害の起こりました原因、また監督行政の責任問題、さらに、常にこういふ問題が起こったあとに大問題になっていくというふうなそういう点に

ついて、さまざまな角度から今後また議論がなされると思っておりますが、何としてもこの惨事に対しましては、今後こういふ事故が再び繰り返されないように大いに意を尽くしてまいりたいと思っております。

本日議題になっております戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、改正案に関連づけながら二、三お伺いをしたいと思います。

すでに先日、社会党の委員諸公から詳細にわたって御質疑がございました。くどくどと繰り返すつもりはございません。また私非常に年少でございますまして、戦争の勃発当時はまだ国民学校に入っていない、終戦のときにまだ四年生というふうなことでございました。この問題を論ずるにはいささか申しわけないような次第でございますが、私もこの援護法につきましては従来の会議録等を詳細に勉強させていただきました。二十数回にわたる改正が行なわれてまいりまして、ほとんど議論も尽くされているというふうな感じを受けたりする次第でございます。ただ、議論が尽くされたということと事後の問題解決が終了したということはまた別でございます。また別の角度からいろいろお伺いをしたいと思っております。

何と申しまして戦後二十五年、四分の一世紀を経過しております。こういふ戦後処理の問題がいまだに残されているということは、これは重大な問題でございます。今後残されておりますいわゆる未処遇者について早急に、また具体的な解決策を示していただきたいというのが、私の本旨でございます。

最初にお伺い申し上げたいことは、今回の改正について若干進歩が見られるわけでございますが、今日の経済成長の実情にかんがみまして、援護の最低基準を引き上げ、さらに公正な援護措置をとっていくという立場から、今後この援護問題について取り組んでいく基本的な姿勢、基本的な方針をお伺いしてまいりたいと思っております。

いま申し上げました未処遇者の問題あるいは老
齢者に対する優遇措置、そういったことが特に中
心になると思いますが、最初に基本方針をお伺い
してから順次質問を続けてまいりたいと思いま
す。

○内田国務大臣 古川さんのお尋ね並びに御意向
でございますが、この問題にはまだ二つの面が
残されていると私も自身も考えております。

その一つは、遺骨の収集でありますとかある
いは未帰還者の問題等がまだ最終的に終わって
おられないものもございますので、これらの問題に
対する課題でございますが、このことにつきまして
は、御遺族、留守家族など関係者の御意向も尊重
しながら、これまでもやってまいりましたが、今
後さらに早急に処理をするということが私どもの
一つの進め方でございます。

もう一方の処遇の改善の問題、戦傷病者戦没者
御遺族等に対する援護の改善の問題につきましては、
わが国の国民生活水準との関係も十分考慮し
つつ、また公務扶助料その他の恩給制度等との均
衡も考慮しながら、今後ともその充実を十分心
において進んでまいりたいと思っております。

○古川(雅)委員 処遇の問題でございますが、そ
の給付内容の点から見まして、それが今日の一般
国民の生活水準の向上から見合っているかどうか、
あるいは急激な物価の上昇、物価の動向に
応じているかどうか、こういうような問題点が非常
に議論されておりますが、この点についてひとつ
明確にお願いいたします。

○武藤政府委員 今回の改正では年金額を一六
引き上げておられるわけですが、この内容とい
いたしましては、恩給関係の増額が約八・七五
ございます。この中身といたしましては、現在ま
で、四十二年度までの経過措置が四・五%ま
残っておりますが、これを二カ年で実施するとい
たしまして、今回二・二五%、それから四十三
年度の物価並びに公務員給与の上昇分の六・五%
合わせまして八・七五%、これらの増額。それか
らいわゆる公務倍率の是正が六・七%ございま

ので、合せて約一六%今回引き上げた内容とな
っております。

○古川(雅)委員 私いま物価の上昇とのスライド
の関連において処遇の内容をお伺いしたわけでござ
います。大臣からごらんになっていかかがござ
います。私は非常に不十分であると思いま
す。

○内田国務大臣 日本の経済がここまで成長して
まいり、また財政規模等も大きくなってまいり
ましたので、私はこの問題についてはそういう
ことの関連においても十分な処遇の改善をはか
ってまいりたいと思っております。先ほども述べ
ましたように、公務扶助料あるいは恩給制度との
関係も密接にある問題でございますから、そうい
う関連制度との均衡をもちながら、いま政
府委員から御説明がありましたように今回一六%
の引き上げはいたしました。これをもって終わ
れりとするものではございません。今後ともこ
れらの改善を進めてまいりたい、こういうこと
でございます。

○古川(雅)委員 こういう方々の生活の実態から
見ますと、先ほど申し上げたとおり非常に難儀を
していらっしゃるわけでございます。大臣の御
答弁をそのまま私も信じて、今後十分な措置
をしていただければ非常に御要望申し上げたいと思
います。

次に、先ほど申し上げた高齢者の優遇措置につ
いてでございますが、御承知のとおり戦没者の遺族
といふことは非常に高齢化してまいりました。と
いふことは同時に、物心両面にわたって非常に
に苦勞が多い。そういう点を考慮いたしまして従
来高齢者に対する優遇の措置がとられてきたわけ
でございますが、この優遇措置のこれまでの経過
について、最初、御説明をいただきましたと思いま
す。そしてまた、今回の改正においてはどのように
なっているか、御説明をいただきたいと思いま
す。

○武藤政府委員 高齢者に対する優遇措置につ
きましては、従来三本立てでありました点が、恩給制
度のほうで一本になりましたので、それに合わせ

まして遺族援護法のほうも一本にしたわけでござ
います。やはり高齢者に対する優遇措置は基本
的に年金額の増額によってやるべきであるとい
う考えでおるわけでございます。今回約一六%引
き上げたわけでございますが、先生御指摘の遺族
がだんだん高齢化していくという実態にかんが
みまして、さらに十分の改善策をする必要があ
る、かように考えております。

また高齢者の方々は、単に物質的な問題ではな
くて、精神的な問題でいろいろ御苦勞があるわけ
でございます。そういう事態に対処するため
にいろいろ相談に乗っていただく、心配ごとある
いはいろいろの指導をするということで、今回遺
族相談員という制度を設けていろいろなお世話
をしたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 ただいまの御答弁の中で、優遇
措置の一つとして相談員のお話が出てまいりまし
たが、この相談員について少し詳しく御説明をい
ただきたいと思っております。大体どのくらいの人数
を充てていらっしゃるのか、またどういいう相談に
乗って仕事をしていたらいたるのか、利用状況
はどのくらいか、その点、御説明をいただきたい
と思っております。

○武藤政府委員 この相談員制度は今回の予算で
初めて認めていただいた制度でございます。十月
月から発足する予定でございます。実質的には府
県、市町村等で相談業務についてはいろいろやっ
ておりますけれども、民間の方で身近にいろいろ
の相談に乗ってあげたい、その相談内容は、い
わゆる身の上相談、その他職業関係の御相談も
ございろうと思っております。そのほか、もろもろの業
務について助言をするということも予定しており
ます。相談員の人数は全国で五百三十二名の予算
措置が今回講ぜられております。

○古川(雅)委員 戦没者の遺族の相談員について
は今度創設をされたわけでありましたが、戦傷病者
の相談員は四十年から始まっていると思いま
す。このほうの利用度、状況について、ひとつ御
報告をいただきたいと思っております。

○武藤政府委員 戦傷病者相談員は、現在七百五
名でございますが、今回の予算措置で九百四十名
に増員をいたしております。

この方々の相談内容は、法律に書いてございま
すけれども、各種法律によります援護の受給それ
から職業、生活相談と、広範にわたっております。

四十四年度の上半期の業務処理件数は、平均す
ると、一人で約八・四件という状況になっており
ます。

○古川(雅)委員 この戦傷病者の相談員に対し
ましては手当を出していると思っておりますが、これは
幾らでございますか。

○武藤政府委員 一人月五百円の手当になってお
ります。

○古川(雅)委員 それはいつごろからでございま
すか。

○武藤政府委員 三十九年からこの制度が認めら
れましたが、月五百円になっております。

○古川(雅)委員 私、会議録から、四十年当初か
らというふうに承知をいたしておりますが、物価
上昇の現状に見合った手当に引き上げるべきでは
ないかというふうに考えるのでございます。この
点、いかがでございますか。

○武藤政府委員 現行の金額が十分であるとい
ふうには考えておりませんが、他のこのよう
う相談員等の謝金との均衡その他もございま
すので、十分その点を考えまして、この改善には努力
をいたしたいと思っております。

○古川(雅)委員 まあ、これはたいへんこまかい
点で恐縮なんですけれども、大臣、この点いか
がでございますか。四十年から据え置きで
あるということにはちょっと問題があるんじゃない
か。ほかとかね合ひもあるということござ
います。出発点において五百円にきめたとい
うことは、ほかとの比較を考慮の上決定している
と思っております。時期的な推移から、当然これは引
き上げてあげるべきだといふふうに考えるので
ございますが、いかがでございますか。

○内田国務大臣 政府委員から一応お答え申し上げましたように、他との均衡もありまして、なかなか一挙にふやせないという状況でございます。これはまあ、御承知のように身体障害者相談員の制度もあるんですが、このほうは三百円というふうなことで現状いつておる。また、遺族のほうの相談員にいたしましては五百円というふうなことでございます。しかし、私の記憶に間違いなければ、これと直接の関係はございませんけれども、民生委員の実費弁償のような手当てにつきましては、若干これよりも多い例が四十五年度の引き上げで実現しましたこともございますので、今後とも、それらの例を参照しながらでき得る限り御期待に沿うような努力をいたしてまいりたいと考えます。まあ、これはことしからの、せつかくできた制度でありますから、四十五年度はひとつこの程度で一応御了解をいただきたいと存じます。

○古川(雅)委員 あえて申し上げるのでございますが、均衡ということ強調なさいますと、現在の身障者の相談員の手当が非常に低いということになります。そちらを今度早急に引き上げるべきだという議論になってまいります。あくまでも均衡上云々ということで御説明いただくのであれば、これは早急にその三百円のほうの相談員の手当を引き上げるべきだというふうに申し上げたいのでございますが、いかがでございますか。

○内田国務大臣 均衡ということよりもむしろ、底上げを全体としていたすような努力をひとついたしてみたいと思います。

○古川(雅)委員 その点大いに期待をしてみたいと思います。

老齢者の優遇措置について戻らしていただきますが、全般に特別給付金として国から国債を交付いたしております。いずれも生活に困つていらっしゃる方がなかなか多い関係で、こうした国債を担保にお金を借り入れたら、あるいは国債そのものを国に買い上げていただいているというふうなことがあると伺っておりますが、この実情につき

まして、その内容をひとつ御説明いただきたいと思ひます。できれば、戦没者の妻に対して、あるいは戦傷病者の妻に対して、あるいは戦没者の父母に対しての弔慰金というふうな分類をしていただきまして、国債の額、機関、人数というふうに御説明を賜わりたいと思ひます。

○武蔵政府委員 まず、買い上げの償還方法につきまして御説明をいたします。買い上げ方法は、福祉事務所に生活困窮者の証明書を出しまして、支払い機関において、郵便局でございますが、償還を受ける。それから、買い上げ価格でございますが、これは一例を申しますと、額面三万円の国債の場合には、現在残額が一万八千円でございますが、これを一万四千円で買い上げております。それから、国債を担保に貸し付ける問題でございますが、これは国民金融公庫で行なっております。六分でございます。

御質問の後段の、どの程度の人数が償還を受けているかということにつきましては、いわゆる買い上げあるいは担保等の実績があるかということにつきましては、現在手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答え申し上げたいと思ひます。

それから、対象者の数でございますが、戦没者の父母に対しまして特別給付金につきましては、現在一万八千人が対象になっております。それから、戦傷病者の妻に対する特別給付金でございますが、これは八万八千人でございます。戦没者の妻に対する特別給付金、これは四十四万人でございます。

以上、概略でございます。

○古川(雅)委員 国債を担保にしてお金を借りて、あるいは国債の買い上げをしてもらつたその人数については、御報告がございませんでしたので、後に資料をいただければ幸いだと思います。よろしくお願ひいたします。

この国債を担保してお金を借りる制度あるいは国債を買い上げる制度は、三十八年度から三年間にわたつて行なわれまして、ほとんどいわゆる

希望者、該当者はこの時期に済んでいる。その後に対象者を広げて現在に及んでいるので、おそらくそうした希望者はないであらうということを聞いておりますが、これに間違いございませんか。

○武蔵政府委員 大体の趨勢は、先生の御推察のとおりでございますけれども、その後のいろいろな状況の変化でお困まりの御遺族につきましては、やはりほつばつあるということも考えられると思ひます。

○古川(雅)委員 国債を担保してお金を借り入れた方々が、大体四十八年四月あたりから期限がまいりまして、返済をしなければならぬ、こういう状態が生じてくるわけでありますが、先ほどから申し上げておりますとおり、年齢的にも非常に老齢化しておりますし、その期限が切れたあとに遺族の方々に對する対策についてお考えになつていかうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○武蔵政府委員 その問題は、やはり金を貸しております国民金融公庫のほうでいろいろ実情に合うように処理すべき問題だと私は思ひますが、金融公庫のほうにもその実情等を聞きまして、遺族の方々の実情に合うように十分関係方面と調整いたしたい、こういうふうな考えです。

○古川(雅)委員 国債につきましては、これは非常な生活難からほとんどが買い上げを要求したりあるいは担保にして借入れをしていくわけでございます。まして、こうした方々のその後の生活の保障につきましては、いまの御答弁のようによ、国民金融公庫を主体として事後の対策を考えていくというふうなことを、私、納得がいかなないのでござい

ます。一家の柱を失ひ、身を粉にして働いていらした未亡人をはじめ遺族の方々、その方々の生活の苦しさについては、これはやはり十分にお考えをいただかなければならぬ。四十八年四月以降というふうなことになりますので先にはなりますが、これはいまから十分に手を打つていただかなければならぬというふうに考えるのでございします。局長の御説明ではちよつと納得がいかなないのでござ

いしますが、大臣いかがでございますか。

○内田国務大臣 この公債をもつてする給付金の制度が、一般の遺族年金等だけでは十分でない、その上乗せとして未亡人とかあるいは老齢父母等に対する特別措置としてやつたものでございまして、元来からいうと、十年間の特別給付金、それをお金でなしに公債の十年償還というふうなことでやっておりますのでございします。ごくわずかな金額と私は思ひますが、十年間その上乗せの金額が支給される。しかし一時にお金で要る場合には、買い上げあるいはその担保による国民金融公庫からの貸し付けというふうな特例をもうけておるわけでございますので、国民金融公庫にその公債を担保に入れて借り上げておられる方々に対するさら

にその上の措置ということになります。これは私も一がいには申し得ないのであります。これはその事例の実態を検討しつつ、せつかくこういう制度をやつたのでありますから、その制度が公債を受けられた方々にとりまして一そう生きるような方途を、これからの親切に検討いたしてまいりたいと思ひます。

○古川(雅)委員 老齢化した遺族に対する優遇措置としては、先ほど御説明をいただいた遺族相談員というふうな点が非常に目立つてございまして、これは優遇措置とは非常に理解をしがたいわけでありまして。もちろん年金や一時金の額における引き上げを検討していただくべきでありますし、また、いまお伺ひをしていただきました四十八年四月には期限がきて、国債を担保にして借り入れた方々のその後の生活というふうな問題も、これは重大な問題になってまいります。老齢者の優遇措置につきましては、さらに一段と慎重な御検討をいただきます。善処していただきたいと思ひ

ます。次は、軍属と準軍属との格差の問題であります。これも毎回非常に詳細にわたつて議論が尽くされていくところでありまして。今回の改正におきまして若干その格差は縮小されたように見えます

けれども、私はまだこの軍属と準軍属の間に格差が存在しているという点に疑問を持っています。今後この格差の縮小に対してどのような方向でお進めになっていくか、さらに年次的に縮小していくお考えがあるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○武藤政府委員 軍人軍属と準軍属との間には従来から制度上の格差があるわけでございます。この理由は、やはり両者の間に身分、勤務形態等差があったがゆえに、処遇についても差を設けているわけでございます。その点、先生は差を設けるべきではない、という御主張だろうと思っております。私も先生と同じような意見もたびたびお聞きしておりますし、そういうことについての議論がいろいろ行なわれたことも承知しておりますが、やはり従来は、いままでどおりの考え方を踏襲しつつ改善を考えていきたいということで、今回も被徴用者等につきましては従来からの十分の七から十分の八に引き上げたわけでございます。それでは残ったもの、あるいは十分の八からさらに改善措置を講ずるかということにつきましては、そういう御要望が強いという状況を考えまして、これは慎重に検討したい、かように考えます。

○古川(雅)委員 この格差につきましては議論が非常に繰り返されておりますので、くどくどしく申し上げたくなはなはだしいのですが、これはきのうも起こりました災害のような場合とは違っています。国家の指導者の誤りによって戦争の犠牲者になっていった、またその遺族となったというところが大前提でありますので、戦争当時どういう位置にあったか、どういう立場にあったかは別として、その後の保障について、援護について、格差を設ける何ら確たる理由にならないのではないかと、いろいろに考えるのでございます。いまの御答弁ではまだ格差を認めていらっしゃるような御意向でございますけれども、大臣としてはいかがでございますでしょうか。悲惨な戦争、残酷な戦争の犠牲者になったという点について、軍属も準軍属もこれは何ら差がない。私が年少であるため

にその点がわからないのか、あるいは私は私を納得させていただけの確たる理由が成り立っているのか、その点御説明を賜わりたいと思っております。

○内田国務大臣 この問題、なかなか私はむずかしい觀念上の問題をばらんでいることと思っております。つまり恩給なりあるいは遺族年金なり扶助料などの制度が一般の社会保障とは違っていたまゝのもにこれが行なわれておる。そこに私は問題の所在があるように思っていますので、これを一般の社会保障として論じて画一にいたしますと、いまの制度の根本に揺れてくるようなことにもなっております。しかし時代とともに恩給なり扶助料なり遺族年金なりについての考え方も勢い変わってきていることも、私は認めざるを得ません。しかしこれを一律に社会保障の施策としてしまうことにつきましては大いなる抵抗がありますことはお気づきになられることとも思っていますので、その辺のことを考慮に置きながら今後も検討させていただきたいと思っております。

○古川(雅)委員 十分な御検討をいただきたいと思っております。次に、冒頭に御答弁の中にございました今後の問題点の一つとして、遺骨の収集の問題がございします。これは国民感情をいたしまして非常に遺骨を大事にしていこうという風潮がございしますので、相当力を入れてこの遺骨収集を完了したるために努力をしていこうというところは伺っておりますが、大体昭和二十八年から三十三年におたつて収集業務が非常に進みまして、その後四十二年以降にまた再開をされているというふうについて御報告をいただきましたと思っております。○武藤政府委員 遺骨収集の趨勢につきましては先生御説明があったとおりでございますが、四十二年以降につきましてはフィリピン、マリアナ諸島、東部ニューギニア等につきまして実施したわけでございますが、四十五年度におきましてはニューブリテン、ブーゲンビル、北ボルネオ、それから硫黄島につきましては最終的にやりたい、

かように考えております。それから四十六年度以降に、残された地域すなわちマーシャル諸島、西イリアン、それからビルマ、インド、それから北方未回復の地域とございしますが、これらの地域につきましては相手国の承認、それから国交の回復等、特にこれは未回復の地域につきましてはなかなか見通しが困難でございますが、そういうことで順次計画を立てて早急に計画を終わりたい、かように考えております。

○古川(雅)委員 もう一度ちょっと整理をしていただきたいと思います。先生が、海底に眠っている方々の遺族、その中でサルベージ技術の及ばない、技術的に収集が不可能なところ、あるいはいま御答弁のありました外交上、国交上の障害から実際の掌握ができない、あるいは収集のできないというふうなところを除いて、収集可能なところはどうか、はつきりしているものの範囲で検討しようと思っております。

○武藤政府委員 沈没艦船の処理状況につきましては、いろいろ状況になっております。沈没しました艦船は約三千余りございまして、海上における戦没者は三十五万人と見込まれておりますが、これらの中から遺体を収容したものは隻数にして約百隻、遺体数にして三千四百四十、こういうふうになっております。外国の領海内にあります沈没艦船は現在当該国の所有に属しております。これを直接我が国で引き揚げるといことは非常に問題がございします。しかしながら、その国におきまして何らかの理由で収容される場合には、日本側に引き渡されるようにお願いをしております。先生御推察のように、沈没艦船の問題は、サルベージの技術的な問題その他の問題を含めまして、なかなかむずかしい問題でございます。現在そういう艦船があると考えられる地域につきましては、外交ルートを通じて詳細な調査をいたしております。

につきましては、ニューブリテン、ブーゲンビル、北ボルネオ、ギルバート、硫黄島、これが本年度実施の予定でございます。四十六年度以降は、いま申しましたマーシャル、西イリアン、ビルマ、インド等、これにつきまして外交ルートで許可を得次第計画を立てていきたい、かように考えております。どの程度の遺骨収集が可能であるかということにつきましては、ちょっといまのところ私どもとしては数につきましては推定がむずかしい、かように考えております。

○古川(雅)委員 二十五年を経ましていまだに遺骨が戻らないということは、これは遺族の気持ちになりますとまたたいへんなものでございまして、いろいろと御説明をいただいたわけでございますが、まだ実態が明らかになっていないというところも多々あると思っております。今後いろいろな情報が入って、こういうところはまだ遺骨が残っているというふうなことが判明した場合、直ちに措置を講じていただいて収集の作業に当たった場合についての措置について、ひとつお伺いしたいと思っております。

○武藤政府委員 そういうような状態の場合は、まず外交ルートを通じて、遺骨があるということにつきまして日本の方であるかどうかということとを十分調査する必要がありますので、そういう点は現在でも外交ルートを通じてやっておりますし、先般もベトナム、それからインドネシアからそれぞれ約十数体の消息が外交ルートを通じて解決したわけでございます。大量の場合には現地の在外公館だけではなかなか手が回りかねますので、大量の場合は当然私どもが相手国の許可を得、従来やってきたように、調査団を派遣して送還作業に当たるといことが必要であらうかと考えます。

○古川(雅)委員 今度は、生きていらっしゃるいわゆる未帰還者でございます。その実態の掌握がどのようになされておるか、その点をお伺いしたいと思っております。

四十四年十二月現在で四千百十九名というふう
に掌握していらつしやるといふに聞いており
ます。ただその中で生存者がどのくらいあるか
という点についてはさだかでありませんが、こう
した方々の中で一日も早く帰還をしたいといふ
意思表示をしていらつしやる方、あるいは現
地で再婚をしたりいろいろな事情で帰還を望ま
ないといふ方々等いろいろな事情があると思
います。そういう点の調査活動、実態の掌握に
つきましては当局はどのように対策を講じて
いらつしやるか、その点をお尋ねをいたし
たいと思つております。

○武藤政府委員 未帰還者の数につきま
しては、ソ連地域が三百九十五、北朝鮮地
域が二百七十四、南方その他の地域が二百
七十四等がそのおもなものでございませ
う。現在厚生省、都道府県におきましては
国内調査をいたして、その四千人の方々の
後の状況の調査をしておりますと同時に、
外ルート、赤十字等を通じて国外調査も
いたしてございまして、先ほどの数字の中
で四十四年度でいろいろな結果が出た数字
を申し上げます。これはいわゆる死亡と推
定される者が七十四出たわけではございま
す。この七十四の方については、厚生大臣
の証明で戸籍法上の処理が可能だと考えま
す。それから特別措置法、いわゆる戦時死
亡宣告の制度によりまして措置ができるもの
が二百三十五というところで、これらの方々
につきましても、遺族年金の制度に原則的
に乗つかれることを考えます。それから
ほかの方々につきましても新たに資料を整
備するとか、さらに生存の状況につきま
してその後の確認をしますとか、そういう
ことで調査をいたすわけではございませ
う。現在、この四千人の中で生存の資料
がございましたものが昨年まで千八百五
十七、これは過去七年間に生存していた
という資料があったものでございませ
う。ですから、約半分弱が七年以内に
そういう状況にあられたわけではござ
いませう。大半は中共地域でございま
して、千八百の

うち千六百が中共地域でございませう。そのうち
国の希望をなさつておられる方が五百三十七で
ございませう。で、従来から中共地域の方々は香
港ルートを通じてときどき帰つてきておられま
すけれども、中共のいろいろな国内情勢等では
絶えた状況でございませう。しかし、昨日も一
人満州地域から、たまたま数年の調査により
まして親御さんがわかりまして、羽田で涙の
対面をしたという事例が一つございませ
う。

○古川(雅)委員 国交回復もないところ
でございませう。赤十字ルートを通じて調
査をするために非常な困難があるかと思
います。今後とも未帰還者の実態の掌握に
つきましては、ひとつ慎重にお取りはから
いいただきたいと思つております。現在、
未帰還者留守家族等援護法によりまして
現在適用を受けておられるのは二十七名
と聞いておりますが、この点間違いな
いでしょうか。

○武藤政府委員 さうでございませ
う。

○古川(雅)委員 この法によつて、適用
の条件として七年前に生存の事実がある
こと、第二に未帰還者が生計の中心者
であること、そして未帰還者の立場から
見まして、二番目に申し上げた未帰還者
が生計の中心者であること、この条件を
少し緩和して積極的な対策、救済措置を
とつていただくべきではないかといふ
ように考へております。

○武藤政府委員 十分に実情に沿
ひまして運用をいたしたい、か
ように考へます。

○古川(雅)委員 一番最初に申し上げ
ましたとおり、この援護法につきま
しては二十数回にわたる改正が繰り返
されておりました。法体系としては非
常に複雑多岐をきわめております。今
後の見通しでございませうが、この法
体系を一本整理する必要があるのじや
ないか、そういう総合的な見地でご
ざいますけれども、その点をお考え
をお聞かせいただきたいと思つて
ございませう。

○武藤政府委員 御指摘のように、
非常に難解な法律になってございま
す。しかし、十七年間この制

度で次々に改正が行なわれてきて
おりますので、一気にこれを新しい
ものに直すといふことにつ
きましては、法制当局とも十二分
の打ち合わせをいたして、内容の
十分なる検討が必要だと思つて
ございませう。その点につきま
しては十分研究をいたしたい、
かように考へます。

○古川(雅)委員 今回の改正案の
施行期日でありませうが、ほと
んどが十月一日付になってござ
います。幼稚な質問かもしれませ
うが、十月一日にお定めなつた
ひとつ根拠について御説明を賜
わりたいと思つております。内
容によりましては年度初めであ
る四月一日としても差しつか
えはないところがあるのじや
ないかといふふうに考へる
のでございませう。

○武藤政府委員 従来から恩給
も私のほうの法律も十月から
なつております。これは、一つ
は、国会で法案が通るの
が大体四月を過ぎてから通
るという事由が一つある
かと思つてございませうが、
そのほか、やはり権利の
発生でございませうので、さ
かのほつていろいろな条件
の証明といふことがな
かなかやつかないといふ
ことで、やはり十月に行
なわれていくわけだと思
つてございませう。それ
が十月に行なわれない
ので九月からかといふ
ことにつかしましては、
それは少しでもさかの
ぼることができない
かどうかにつかしまして
は、検討をいたしたい
と思つてございませ
う。

○古川(雅)委員 この点につ
きましては、大臣の御
見解が大事になつて
くると思つてございま
す。全くさかのぼつて
実施する余地がない
か、私はあるんじや
ないかと思つてござ
います。いかにござ
います。

○内田田務大臣 これは正直に申
しまして法制局が何
かの見解を聞かない
と私にもわかりませ
うが、従来この種の
法律の体系におき
まして、一つの改
善をいたします場
合には、いつも十
月施行、こういう
ような体系をとつ
てきてございま
す。こればかりで
ございませうで、
他の国民年金など
の改善、福祉年金
などの改善も他の
法体系において
四十五年から行
なわれますが、す
べてそういう体
系をとつてお
ることと同様
な扱いと御了
承いたした
でございま
す。

ければ幸いです。

○古川(雅)委員 了解に苦
しみますので、また議
論をあとに保留して
いただきますと思つ
てございませう。

これは議案とは直接
関係ございませう
けれども、戦後処理、
また遺族の援護措
置といふことに
関係するにござ
います。原爆被害者
のことにござ
います。

これは予算委員会の分科会にお
きまして私も若干触れさ
していただいたんでござ
います。援護措置の適用
範囲の拡大、あるいは
現在の特別措置法から
さらに援護法への方
向づけ、そういう点
が強く望まれて
いるわけではござ
いませう。特に一時
に大量の悲惨な犠
牲者を出したとい
うことにおきま
しては、戦争犠牲者
の中でも特異な存
在でございませ
う。この原爆の被
爆者に対する援護
措置についてはさ
らに強力な御検討
を賜わりたいとい
ふことを御要望申
上げてございま
す。こゝであら
ためて、今後の方
針等について伺
いたいと思つて
ございませう。

さらに、これは多少所管からず
れるかもしれませ
うが、いま大阪にお
きましては万国博
覧会がはなは
しく行なわれて
ございませう。こ
の中に原爆の資
料も陳列されて
いるわけでは
ございませう。い
わゆる悲しみの塔
としては非常に
影が薄い。そ
してまた日本館
——これは私
先日もよく拝見
してまいりませ
うが、この日本
の歴史には、終
戦のこともあ
るいは平和憲
法のことに
ついて、また
私たちが国民
が体験して
まいりました
戦争のまじ
めさ、戦争の
残酷さにつ
いて、そ
ういふ主
張が非常に
薄い。今日
この援護法
の改正案を
審議するに
あたりまし
ても、こう
した戦争の
さなか
に多くの
青年が
死なな
き声を
残して
犠牲者
として
散つて
おられ
ます。こ
ういふ
人々が
一体何
を訴え
ている
のか。私
たち生
き残り
た者が
彼らの
代弁者
として、
これは厳
粛に戦争
の事実、
戦争の
傷あと
につい
ては再認
識をし
ていか
なけれ
ばなら
ない。あ
の万国
博覧会
の展示
を見ま
して、こ
の中に
政府の
当事者
の方が、
ある
いはこ
う

した戦争の犠牲者について直接お取り計らいをいたしたい。厚生省当局が、もう少し強い主張をもって戦争の残酷さを表現すべきではなかったか、訴えるべきではなかったかというふうに感ずるのでございすが、その辺の腰の弱さがこの援護法に対する非常な措置のおくれを生み出しているというように感じてならないのでございすが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○内田国務大臣 古川さんのりっぱな御意向として私どもも十分承り、参考にさせていただきますかと思ひます。

○古川(雅)委員 すでに万国博覧会は開幕をしてるわけですが、いま申し上げましたその展示の内容につきましては、当初の計画が閣議の意向によって変更されたということが一時議論をされました。今後、途中ではありますけれども、さらにその展示の内容を変更するように厚生大臣から御要望をなさって、原爆の惨禍、戦争の悲惨さを強調していくというふうな御意思はお持ちでないかどうか、その点伺いたいと思ひます。

○内田国務大臣 御意向を十分承りましたので、私どもの施策の参考にさせていただきます、また関係の方面ともはかってみたいと思ひます。

○古川(雅)委員 たいへん前後して申しわけないのでございすが、大臣は悲しみの塔あるいは日本館の内容をごらんになっていると思ひますが、その点の御所見をお伺いするのが先でございすが、御感想いかがでございしたでしょうか。

○内田国務大臣 実は先月十四日の万国博の開場式に私もお招きを受けましたけれども、前日行ければ私も十分そういう視察ができたと思ひますが、ちょうど国会の委員会などとかち合ひまして私の大阪行きがおくれましたために、開場式に出ただけでございまして、まだ中をゆくり見えておりません。いま古川さんから貴重な御意見もございしましたので、あらためて参りました際に、もちろん私は心にためてまいりたいと思ひます。

○古川(雅)委員 これは私の質問のしかたが非常にへたでございまして、それを最初にお伺いして

いればもつとはつきりしたことをお伺いできるのでございしました。ひとつさつそくごらんいただきまして御検討賜りたいと思ひます。広島市の被災者の方々の御意見を聞きますと、非常におこつております。まやかした、子供だましだ、あまりにも原爆被害者の悲しみを世界に訴えていくという意図がないというのを申し上げておりましたので、ひとつごらんをいただきまして、また別の機会に御所見をお伺いしたいと思います。

時間になりましたので、最後に一つ実例をあげまして援護措置についてお伺いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。

最近私のところに、はるばる青森県の平内町というところから七十五歳になるおばあさんがお見えになりました。いろいろ訴えていかれました。その内容をちよつと申し上げますので御所見を伺いたいと思ひます。このおばあさんのむすこさんが応召の途中、これは輸送船でございすが、死亡したということでございます。ところが、これは何らの援護措置も受けておりません。国会におきましてはたびあるごとに、社会党の後援委員等をはじめといたしまして各党から、応召途上あるいは応召入營の途上において傷病によって死亡した軍人及び帰郷の途上の傷病により死亡した内地復員軍人の遺族に、弔慰金及び遺族年金を支給することを強く要望してきているというふうな何つておりますけれども、これはひとつ大臣からよろしくございすが、この点につきまして今後どのように措置をされていくか。これは私も委員といたしましては党派を越えて強く御要望申し上げたいと思ひます。この際早急に措置していただきたいという点なのでございすが、いかがでございしょう。

○武藤政府委員 ちよつと法律的な問題を含んでおりますので、私から申し上げさせていただきますと思ひます。

入営途中の問題でございすが、現在の援護法では在職期間にあつた者について援護措置をやるということになっておりまして、したがって

入営前の場合はこれに当たらないというところ、実情としては非常にお気の毒でございすが、むすかしい状況にございすが、

それから帰郷の途中の問題でございすが、この問題は入営の場合と同じような理屈で考えられますが、ただ四条の二項という制度を設けまして、海外から帰る場合に、その途中で自己の責めに帰することができない事由によつて疾病にかつたときは、公務上のものとみなすという特例がございまして、海外からの引き揚げ者につきましてはこれが救われる状況になっております。したがって、内地でのいわゆる帰郷途上は入らないという状況でございまして、

この点につきましては実情としては非常にお気の毒でございすが、何らかの措置が必要であるという状況にかんがみまして、ひとつその点は何か考へることができないか、さらに今後とも慎重に検討したい、かように考へております。

○古川(雅)委員 時間でございますのでこれで終わらせていただきますが、ただいまの局長からの御答弁は非常に冷たいものではないかとございまして、ただ必要を認めているということではございす。大臣から最後に御所見を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○内田国務大臣 これらの関連の法律による処遇の対象につきましては、従来いろいろの対象が漏れたものもたくさんございまして、各方面の御意向が固まるものから今日まで御承知のように順次適用対象を広げてまいつてきております。それですべて戦争に関連する方々がカバーされていなくとも事実でございしますので、いま私がここの一つ一つこれは入れる、入れないというふうなことを言明は申し上げませんけれども、これらの対象に關する扱いというものはすべて今回の改正で終わりだということにはしないで、今後合理的に処理したいものを常に心を配りながら、それらの優先順位等も勘案しながら、できるものは毎年法律の改正によつて取り上げていくというふう

な態度を、今後も私は続けてまいりたいと思ひます。

いま御指摘の事項についてもその一つであると考えられるのであります。

○古川(雅)委員 ありがとうございます。終わります。

○倉成委員長 田畑金光君。

○田畑委員 いまの質問に局長並びに大臣から御答弁を承つたわけですが、関連しましてもう一度私、念を押したいのでございまして、

応召途上あるいは帰郷途上の傷病により死亡した内地復員の軍人等に対する措置の問題、これは申すまでもなく、海外から復員してきた軍人等の帰郷途上の死亡等については、終戦直後の混乱に伴う特殊の事情にかんがみ、公務上の傷病による死亡とみなしてこの援護法の適用をなさつておるわけですが、特に応召の途上ということになってきますと、これはまだ戦争が終わらない状況であつたわけですが、それは一応、それでもなおかつ議論はあると思ひますが、復員ということになってきますと、これは戦争の終わったあとの状況です。ところで、復員というところになってきますと、外地から復員してきた場合であっても、内地において復員した場合であっても、戦後の異常な混乱の中に復員をしてきたという事実関係については、事態については変わりはないと思ひます。にもかかわらず、私は、この委員会ではしばしば、あるいは毎国会ごとに取り上げられておるこの問題について、何らの前進がないというところは怠慢だ、こう思ひます。この問題については、皆さんとしては今日までのように検討を進めてきたのか、あるいはまた、この問題については、なるほど取り上げることが適切な問題だということ、次の機会にはこれを実現する御意思があるかどうか、昭和四十三年七月二十九日のいわゆる戦傷病者戦没者遺族等の援護の問題に關する懇談会、この懇談会の中においても、いまの問題については議論になっておるわけですが、だがしかし、その結論は悲觀的な消極的な内容であるわけですが、こ

の問題について一度、厚生省としては、応召途上あるいは内地における復員途上における事故に基づく傷病、疾病に基づく死亡等についてこれを取り上げるといふ前向きな姿勢で臨むのかどうか、この点ひとつ承っておきたいと思ひます。

○武藤政府委員 いま御指摘の問題につきまして、先ほど私どものほうで御説明したとおりでございますが、いま仰せのとおり、懇談会の意見で消極的な意見が出ておりましたので、現在まではその意見に従ひまして、援護法を改正して外地から帰ってきた方と同様に扱うということにつきましては、とていないわけでございますが、実情については、先生その他の方々の御指摘のようになり、十分同情すべき点があることは私も認めておりますので、どういふ方法でこの問題を処理したいか、よく大臣とも相談いたしまして、前向きに処理できるかどうか、なかなかむずかしい問題があるかと思ひますけれども、十分検討いたしたい、かように考えます。

○田畑委員 先ほど援護局長の御答弁で、援護法の四条の二を引用されたし、また、これが外地から復員してきた場合の復員途上における疾病や傷病に伴う場合を取り上げておられるわけですが、この四条の二について私はお尋ねするわけですが、その前に、四条の二によつて、外地から復員してきた人については、復員途上の入方を公務に準じて取り扱う、こういう解釈ですね。

○武藤政府委員 先生の御説明のとおりでございますが、人数等につきましては正確な統計をとっておりませんが、二、三十人あるように担当の者は申ししております。

○田畑委員 そこで私は、四条の二についてお尋ねしますが、この四条の二によれば「軍人軍属が、昭和二十年九月二日以後海外から帰還し復員後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、この法律の適用については、軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。」そこで二つの場合が考えられますね。かりに、大陸から日本に帰還をした、日本に着くまでの途上において、その責に帰することができない事由により負傷または疾病にかかつた場合もありましよう。それからまた、日本の港に着いてから、その帰郷のために、その郷里に帰るための旅行の途上において、自己の責に帰することができない事由により負傷または疾病にかかつたときも適用されますね。二つの場合が予想されると思うのですが、第四条の二はそのような解釈のものに運用されておるのだと思ひますが、どうですか。

○武藤政府委員 ただいま先生の二つの事例のうち、後者につきましては、四条の二がそのまま適用になります。

前段の場合は、これは四条の三項に「読み上げます」と「軍人軍属が昭和二十年九月二日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に帰することができない事由により」云々とありまして「厚生大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同視することを相当と認めたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす」ということで、前段の場合は四条の三項で救われ、後段の例につきましては四条の二で救われる、こういうことでございます。

○田畑委員 そうしますと、四条の二の場合は、要すれば内地に帰つてからすみやかに帰郷した、その帰郷途上において負傷、傷病によつて倒れた、その場合は在職期間内に公務上負傷し、または疾病にかかつたものとみなす、こういうことになりまうね。なれば、私は終戦後のあの混乱というものは——私も昭和二十年の十一月九州島から復員してきましたが、あの異常な混乱の中に、復員途上の汽車の中あの混乱を見たとき、これは外地における混乱と内地における混乱というものは何ら異なつた状況というものはなかつたと思ひます。ましてや第四条の二が、内地に帰還してきてから、内地の港においてから、帰郷途上に於いて傷病、疾病にかかつたものは公務上の負傷または疾病にかかつたものとみなすということに

なつてきますと、内地において、たまたま復員したものが内地のいろいろな混乱のさなかに復員して、その途上において同じく傷病、疾病にかかつてなくなつた、そういう方がいるわけですね。現にそのような事例があるわけですね。これは昭和四十年十月、遺族会の発行した機関誌などを見ますと、この人は、昭和二十年九月十九日に召集を解除され、私どもの住んでいた愛知県に帰郷することになりましたが、その数日前の枕崎台風のため鉄道が山口県と柳井から広島県の糸崎までの間が不通になり、船で瀬戸内海を渡る途中、波にさらわれて海に落ちて死亡した。その後尾道の近くで、死体が見つかり、遺族が確認の上引き取つた、こういう一例がございまして。戦後内地にもいろいろな混乱があつたわけで、そういうことを考へてみますと、私は第四条の二を讀めば読むほど、外地からの復員者と内地において復員した者との間に差別をつけるという実質的な相違というものはない、こう思ふのです。どうですか。

○武藤政府委員 遺族援護法の対象とする場合に、いわゆる在職期間といふことが考え方の基礎になつております。これは要するに入隊から帰郷、隊が解散するまででございます。しかしながら、この海外から帰つてこられた方、たとえば悪いこと言ひますけれども、長く海外におられて、いざ内地の状況が全くわからない、浦島太郎ではございませぬけれども、それに近いような状態で、内地の状況が全くわからない。西も東も、日本の国内が變つていて、いろいろ様子が違つていくことにございまして、やはり海外からの方々につきましては、何らかの措置をする必要があるということ、特に第四条の二で救ふようになったわけでございますが、その点はやはり一般的な状況として私は内地の方とは違ひなかならうか、かように考えます。しかしながら先生御指摘のように、個々の例を具体的に並べますと同じような状況にある。したがって、何らかするべきでないかという御議論は、私もその点はうなずけるわけでございます。したがしまして、先ほど御答

弁申し上げましたように、この問題につきましてはどうしはらう検討していただきたい、かように考えます。

○田畑委員 局長、いまあなたは苦しい答弁で、浦島太郎なんという話を出されたが、私も五年半兵隊に行きまして、そして先ほど申し上げたように、昭和二十年の十一月に九州島から復員してきましたが、五年半くらいいたつても浦島太郎になりつこないですよ。しかし四条の二の規定は、浦島太郎を予定した規定じゃないでしよう。とにかく外地にあつて外地から復員をしてきた、外地という異常な混乱の地域から復員をしてきたというのが状況ですね。そして復員後すみやかに帰郷をした、帰郷といふのは、あなたのこの法条の解釈によれば、内地にあつてもその帰郷の途中において生ずる傷病、疾病にかかつた場合には、公務による傷病、疾病とみなすのだという規定でしやう。なれば、私が言つてゐるのは——別に浦島太郎という例をお引きになりましたが、内地に勤務して、あなたの頭にある浦島太郎以上の、入隊から復員するまでの在職期間が長かつた人もあつたでしやう。こういう人方もこの四条の二の解釈によれば適用されないということではおかしいじやないか。四条の二自体が、内地における、内地に上陸してからの復員途上であるとするならば、内地における終戦後の復員者について、復員途上における事故について、これを別扱いにするのは、これはあなた、法律の条文自体から見ても矛盾した話なんです。おかしい話なんです。聞けば聞くほどおかしいのです。厚生大臣、この点いかうにお考えですか。

○内田国務大臣 私は、まことに申しわけありませんが、いま議論の対象にお取り上げになつておられる法律の解釈のことはよくわかりませんが、先ほど申し上げておりましたように、この援護法など、この体系の法律の改正というものは、今回の改正をもつて終わりではないと考えます。範圍の拡大とかあるいは適用要件の緩和とか、あるいは

ベースの引き上げとかいうようなことは、今後もしいろいろな見地から問題を取り上げて、そしてできるものから改正をしていきたい、こういう気持ちで私は持つものでありますので、田畑委員から非常に筋を立ててお話しをいたしますこの問題につきましても、私は一つの課題として今後検討してまいらるべきだと考えます。

ただ、うちの政府委員がいろいろ言いくる言に言っておりますのは、田畑委員も御承知だと思いますが、四十三年にこの援護法にかかる諸問題についての検討のための懇談会が、この件については消極的の報告を出してあることも事実でございます。でございますから、私もそれとしましては、その消極的な見解に、さらにそれを克服するようにな、いま田畑さんのおっしゃるような理由をくっつけてこれを乗り越えていきましょと、なかなか政府全体としての政府案の原案とはなりにくい面もあることをお含みいただきまして、今後またさらにひとつ先生からも激励や御協力もいただきまして善処いたしてまいらるはかばかしいものと考えるものでございませう。

○田畑委員 大臣、この懇談会の報告書が消極的である、まあ、それは皆さんがせっかく頼まれた懇談会の報告書であるから、それを尊重されるということは、私は否定いたしません。しかし、この懇談会の時点で検討された問題と、何年か経過した今日の時点で援護法を見直すということは、おのずから別個であつていいと思うのです。また、この法律の審議を通じ、後ほど四党共同提案で修正案も出るわけですね。今度の修正案については、当然これは与党のほうとしても、機関にはかつて、機関の承認を得て政府案を修正するわけ、その過程においては当然厚生省や厚生大臣の意見も聞いて修正をされるんだと思うのです。

今度の修正は、言うまでもなく、自殺した人について、あるいは敵前逃亡した人も、重過失による傷病によって死亡した人も、殺人強盗等、大赦令によってまだ赦免されていない罪の人は除いて、こういう分野にまでも援護法を適用してい

こうという方向にいまきておるでしょう。私は、こういう考え方で援護法を広げていくということでは、戦後もう二十何年経過した今日の時点において、これから出すであろう四党の共同修正案も私はけつこうだと思ふのです。同時にまた、いな、もつとその前に私は申したいのです。応召の途上、復員の途上、傷病疾病によって倒れた人方について公務上の取り扱いをするということは、これは、懇談会にそのことをはかることも必要であるが、懇談会というのは一応参考意見として、政府としては取り上げるか取り上げないかというこの基準の尺度にすぎないのですから、私は、今回のこの審議を通じ、ぜひひとつこの問題については次の機会に善処してもらいたい。なかなか、私が主張したいのは、現行法の四条の二を読めば、大臣もちよつと読んでいただければおわかりだと思ふのですが、外地から復員してきた人は、内地の港から自分のうちに帰郷する途上においての事故によるものを公務上の傷病疾病としてみなしておるのですから、なぜ、内地にいた復員者が、復員途上においていろいろな事故にあつて倒れた場合に、それを救い上げないか。私は、それはどこから見ても筋の通る話じゃないと思ひます。次の機会にはぜひこれは善処する——むしろ私は、これこそ今度の国会で、共同修正の中に入れた修正するのがほんとうだ、こう思ふのです。大臣、ひとつはつきりとした答弁を願ひたいのです。

○内田國務大臣 田畑さんからたいへん御熱心な御意見もありましたが、私はいまここで、来年必ずこの法律の改正案として政府から出すということは、これは私は否定する意味で申し上げるわけじゃございませんが、言明できない。が、この援護法といふものは、一回や二回の改正ではなしに、いろいろな関係者の皆さんのりっぱな御意見をとり入れながら、だんだん、いま言うような適用要件を拡大したり、範囲を広げたりしてまいりてきておる歴史の遺産が、このわかりにくい法律に

もなつておりますので、いまの先生御提起の課題は、もう今後問題にしないということではなしに、他にまた検討しなければならぬ問題もあるわけでありまして、それらとあわせて、さらに今後一歩でも二歩でも前進するように、そういう中に取り入れてひとつ考えさせていたいただきたい、こういうことを申し上げ次第でございます。いま私がここで、よろしい、やります、と申しましたが、万が一それがそのとおりになりません場合は、これはもう私が非常にいいかげんなやつきの厚生大臣ということになりますので、これはひとつ検討させていただきまして、その際には、田畑委員をはじめ御関係の方々の御意向も十分しんしゃくしながら前に進みたい、こういうことだけをきよりの段階では申し上げさせていただきます。こう思ふ次第でございます。

○倉成委員長 後藤俊男君。

○後藤委員 いま大臣からいろいろお話がございまして、わからぬこともないわけですが、けれども、実は私が質問いたしましたときも、この問題をはかり執念深く話したと思ふのです。特に最近の、中身の性質はちよつと変わるかも知れませんが、これも、労働災害の問題が今度の国会で審議されることになつております。いまから二十年前を考へてみますと、通勤者の通勤途上における災害等につきましては、業務上の災害だというようなことはおおよそ想像もつかなく、そんなことは考へておらなかつたのが二十年以前の話であつたと思ひます。しかし、最近におきましては、I L O 百二十一号等を考へてみましても、さらに日本の政府の審議会の内容を考へてみましても、通勤の行き帰りについては労働災害を適用すべきかどうか、これが真剣に論議をされておるわけなんです。そうなつてまいりますと、いま田畑委員のほうから、これは強く主張されておるわけでございます。死んだわけではなしに、先ほどの話のように、船が転覆して犠牲になつた、あるいは、中には爆撃を受けて死んだ方もあると思ふわけです。具体的

には二、三、例も私は知っておるわけでございます。そういう点を考へると、当然援護法の適用はあつてしかるべきだと私は思ふわけなんです。予算的に考へましても、そうたいした数じゃないと思ひます。しかも、先ほど大臣が何べんも繰り返しておられますように、この問題ではなしに、これに類似した問題がたくさんある。その類似した多くの問題の中で、特に至急解決してもらいたいというものがこの問題だと私は思ふわけです。だからこそ、国会が開かれるたびに、同じ問題を何回も何回も繰り返しておるわけなんです。大臣は、次から次へとおかわりになりますので、そう何回もやっておるんかいというところにならうかと思ひますけれども、われわれは毎年毎年同じ問題をひっくり返しもひっくり返し論議をして、何とか検討しましよ、善処しましよというところで、次にまたあかんだ、そこでまたやる、これを四、五年間繰り返しておるわけなんです。ですから、いろいろな情勢等も考へていただいて、しかも、田畑委員が言われるように、四条の二等の精神を考へてみましても、これは終戦後だけではございませぬ、終戦までに応召された方々の問題もあるわけなんです。さらに、終戦になつてから、帰られる途中で犠牲になられたという問題もあるわけなんです。多くの問題がありましても、その中で特にこの問題については、当然一刻も早く解決してしかるべき問題ではないか。これは、遺族会なり、全国的に該当される家族といつたしましては、もう長い間待ち焦がれておられる問題であると言つても私は間違ひないと思ふわけです。ですから、そういう意味において、先ほどからも深く検討され、論議されておるわけですが、できればひと十月一日のこの改正時には——これはたいした数でもないです。予算的にどうこうという問題も起こらないと思ひます。しかも各党全部がこの問題については大賛成です。できればひとつやってみよう、こういふ気持ちになつておりますから、ひとつ早急に検討していただいて、十月一日

の改正とあわせてこの問題を解決する方向で全力を尽くしていただくように、これは田畑委員も言われましたが、重ねて私からもお願いを申し上げるわけですが、大臣、いかがですか。

○内田国務大臣 先ほどからたびたびお答えを申し上げておる通りでありまして、解決がつかない幾つかの課題の中でもまず先に解決すべきだという両委員の御意見、よく私の耳に入りましてので、これは今後の優先課題として検討をさせていただきます。また、かりに私の大臣在職が短くて、来年の改正案を出す前にやめたといえども、私が代議士をやめるわけではございませんので、田畑さん、後藤さんと党の所属は違いますが、私ども、実は私は、遺家族擁護議員連盟というものが党にございまして、そのいわば働き手の一人でございまして、また、大臣をやめましてそれをやるつもりでおりますので、これの推進にはかえって当たりやすくなる面もございまして、たいへん貴重な御意見を聞かせていただきましたことを、ここに銘記いたしまして、きょうのところはひとつこの辺で御了承をいただきたいと思っております。

○田畑委員 大臣、ぜひもう一期ぐらいやってください。このためにもぜひ大臣の留任を私は切にお願いいたします。

それで大臣、私は大臣のいまの答弁で、おそくても来年は実現するものだと思っておりますが、これはいつも法律に基づいて忠実に義務を遂行される局長におかれても、この四条の二を説けば、私がさっき言ったような疑問点というのが出てくるわけですね。第四条の二「海外から」というのを削除すれば、いまの問題はこの条文だけから読めばすっきりと解決するわけです。だからこの点は、大臣の先ほどの熱心な、前向きな、積極的な御意見というものを聞いて、私はこのあたりでこの問題に関する質問はおさめますが、局長も大臣に対する助言なり補佐を正しくされるように切に希望して、この問題については全部の意向がそこにあることをくまれて、今後の法律改正の節に善処願います。

たい、こう思います。

それで、次にもう一つ問題としてお尋ねしたいのは、一年金局長来ておられますか。今回、国民年金法に基づいていろいろ福祉年金が引き上げられますね。それで老齢福祉年金が千八百円から二千円になりますね。ところで、今度のこの援護法の改正によって遺族年金等が引き上げられるわけでございますが、遺族年金が十三万五千円から十五万七千円になるわけですね。この場合、また、いわゆる併給制限、こういうような問題で、せっかく福祉年金が引き上げられた、遺族年金が引き上げられた受給者の場合から見ると、特に老齢者の方々でございまして、いわゆる給付の制限というところになってきますと、せっかくの政府のいい面の施策というものが、受給者の立場から見ると期待はずれという結果になるわけでございますが、この受給制限というところについて、どのようなものか。これは援護局長のほうがいいのか年金局長のほうがいいのかわかりませんが、そのあたりをちょっとお聞きしてみたいと思えます。そのあたりを、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○廣瀬政府委員 福祉年金につきましては、先生御指摘のとおり、毎年十分ではございませんが引き上げておるわけでございます。老齢福祉年金につきましては、四十五年度におきましては前年度より月二百円引き上げるわけでございます。

そこで、公務扶助料なりあるいは援護法の遺族年金との併給の問題があるわけでございますが、福祉年金は、御承知のように他のいかなる公的年金制度からも給付が受けられない人を対象としたしまして、全額国庫負担で支給される年金でございます。したがって、たてまえから申しますと、公務扶助料あるいは援護法による遺族年金をもらっておる方は福祉年金が支給されないということになるわけでございますが、先ほど来るお話がありまして、こうした援護法による遺族年金や公務扶助料は、戦争公務に起因するという特殊な性格を有しておりますために、一定の限度額はございますが、その限度額の範囲内において福祉年金も併給するというところになっておるわけでございます。

そこで、公務扶助料なりあるいは遺族年金のほうで、これも毎年上がっておるわけでございますが、その上った場合に、この限度額も毎年それに見合せて引き上げておりました、福祉年金から出ます併給額は少なくとも前年度の金額を減らない、これを何とか確保するというところで、福祉年金と公務扶助料なり援護法の遺族年金との併給限度額を引き上げておるわけでございます。四十五年度においても従来の方法を維持いたしまして、昨年並みの併給額を確保するという従来の方針を踏襲しておるわけでございます。

○田畑委員 具体的に併給額は幾らを限度として給付できるわけですか。

○廣瀬政府委員 兵の場合を基準にして申し上げますと、四十四年度の併給限度額は十四万四千八百円でございます。この場合に兵の公務扶助料の額は十三万五千三百六十一円でございます。その差額、すなわち九千四百三十九円が福祉年金から出る併給額でございます。四十五年度は、これはまだ法律が通っておりませんが、予算案によりまして、限度額を十六万七千三百円に引き上げるわけでございます。公務扶助料は御承知のように十五万七千二百二十五円でございます。その差額、すなわち一万百七十五円が福祉年金の併給額というところになる予定でございます。したがって、昨年の併給額九千四百三十九円に對しまして、四十五年度は一万百七十五円ということでは、非常にわずかでございまして七百三十円ばかり増額になるわけでございます。

○田畑委員 いまのように、公的年金をもらう人については福祉年金の併給が制限されておりますが、その法的根拠はどの法律の第何条によるわけですか。

○廣瀬政府委員 ただいまの限度額の法的根拠は、国民年金法の六十五条でございます。その中にはカッコがございまして、御参考までに条文をお読みいたしますと、これは六十五条の第一項

は「障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。」とございまして、その一号で公的年金給付を受けている者は福祉年金の支給を停止するというところになっております。老齢福祉年金はほかの条文で、七十九条でこれを引用しておりますので、趣旨は同様でございます。このように、他の公的年金給付を受けておる者は、原則として福祉年金の支給は停止するというところになっておりますが、六十五条の四項に「第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額が、いずれも十三万五千五百円未満であり、かつ、当該給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、云々とございまして。

○田畑委員 それで老齢福祉年金は第何条ですか。

○廣瀬政府委員 七十九条の二でございます。

○田畑委員 そこで大臣、この点も大臣は、遇給来老人福祉の問題についてたいへん見識ある構想を御答弁いたしまして、本会議その他等においても深く敬服しておるわけですが、いまお話しのように、今回のこの援護法の引き上げによって、遺族年金を例にとりまして、兵の公務扶助料が十五万七千円に引き上げられたわけですが、兵の公務扶助料は十五万七千二百二十五円と、いま年金局長お答えになりましたが、年金受給者については、併給で年額十六万七千三百円と制限されておりましたので、毎月わずかに二千円の老齢福祉年金であつても、併給制限によって年額二万四千円の中で一万円前後しか支給されないというものが、今回の改正措置ですね。これではせっかく公的年金をもらつても、福祉年金が半分以上制限されるというようなこと、私は、私は老人を尊重するといふ大臣の気持から見ても、併給の制限額はきつ過ぎはせぬか、このあたりはもっとゆるめるべきではないか、こういうことですね。その点について大臣どのようにお考えでしょうか。

か昭和三千六十年十月からの物価の値上がりを基準にとつて四四・八%の調整措置を去年にはかつたんですね。その場合、昨年の四四・八%の調整措置は、とりあえず物価の値上がりに基づく調整だ。しかし、それも全部でなかったと思います。

そこで、昭和四十三年三月二十五日の恩給審議會の答申は、その冒頭に「調整規定の運用に関する意見」というものを出しておるわけですね。それとして恩給法第二条ノ二、すなわち「年金タル恩給ノ額ニ付テハ國民ノ生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ變動が生ジタル場合ニ於テハ變動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」この恩給法第二条ノ二の規定に基づいて、昨年はとりあえず物価値上がりの調整措置をやつたのが恩給法の引き上げであり、援護法の引き上げであつたと思うのです。

そこで、ことは当然、消費者物価の値上がりの調整と同時に、公務員給与の引き上げの問題、あるいは国民生活の水準の向上の問題、こういう問題を考慮して恩給法の引き上げ措置、あるいはこれにならつて援護法に基づく援護金の引き上げ措置がなされた、こう思うのですが、一六%の内容というものは、いま私の指摘した問題についてどのように答えておるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○武藤政府委員　遺族年金の一六%の引き上げは恩給関係と同様でございますが、その一六%の中心につきましては、恩給年額が八・七五%増額になつております。そのパーセントの中心としましては、先生がいま御指摘になりました四十二年までの増加措置分が現在四・五%積み残しになつておりますが、本年度はこれを二カ年計画でやるということ、この四・五%を二・二五%といふものと、それから四十三年度の國家公務員給与の上昇分を六・五%といたしまして、合せて八・七五%に公務倍率の是正を今回恩給法の関係でも六・七%改善いたす予定でございますが、合せてこの八・七五と六・七の合計が一六%でございます。

以上であります。

○田畑委員 わかりました。いま局長の答弁を承りますと、今回の一六％というのは、八・七五％の引き上げ分は積み残し分の中から二・二五％、さらに四十三三年における公務員給与の引き上げのうちから六・五％取り上げた、こういうことですね。そうしますと、私が先ほど指摘いたしました四十三三年三月の恩給審議会の答申から見ると、審議会の答申からまだほど遠い、こう言うべきだと思います。たとえば四十三三年の公務員の給与というものは八％の引き上げ措置がなされておりますね。さらにまた、消費者物価の値上がりを見ましても、四十三年度は四・九％のぼつておるわけですね。こういう消費者物価の引き上げの四・九％、それから公務員給与が四十三年八月十六日に八％のベースアップがなされておりますが、これらとの関係はどうか、どの程度まだ来年に積み残しておるのか。

○武藤政府委員 御指摘のように、先生のお示しただきました公務員給与等の改善を全部のみ込んでいないわけですが、この点については公務員給与の改善の中身についてのいろいろの議論によって積み残しになった分があるかと思いますが、この点につきましては今後とも恩給局当局とも十分検討したい、かように考えております。

○田畑委員 私が局長にお願いしたいのは、一六％の内容についても、いま私の指摘しました公務員の給与の引き上げの問題、消費者物価の値上がりの問題、こういう問題等と、それから国民の消費水準の向上の問題等を比較した場合、一六％というものは、恩給審議会の答申、それに右へならえするところの援護法でございますから、この精神から見てもまだ相当不十分なものがあるかと判断するわけで、また事実そうなのです、詳しく数字を詰めていけば、今後ともこの問題について

ては特に善処をお願いしたいと思います、大臣の所見を承ります。

○内田国務大臣 田畑委員のおっしゃる点、私もよく了承をいたしております。ことに、恩給にいたしまして、あるいは遺族年金にいたしまして、公務員のベースアップのような、一つのそのときにおける雇用政策というものを含んでいないところに、こういう問題が出てくるわけでございますので、さような点をもさらに再検討をいたしながら、毎年できるだけの処遇の改善にはつとめてまいるのであります。

○田畑委員 ひとつ今後大いに御努力をお願いしたいと思います。

最後に一つだけお尋ねしておきますが、昭和四十四年版の厚生白書によれば、こういうことが載っているのですね。「終戦前後のある時期に朝鮮において消息を断つた状況不明の未帰還者二四五人の調査を四二年六月韓国政府に依頼した」、こういうことが載っているのでございますが、これはどういふことなのか、その後調査によってどうなっておるのか、この点についてひとつお聞かせをお願いしたいと思います。

○武藤政府委員 厚生白書に載っております問題につきましては、四十二年六月、外務省を通じて韓国に依頼をしたわけでございます。この二百四十五名というものは、ある特定の地域に一括して状況不明になったわけでございまして、あちこちでそういう消息を断つた方々でございまして、まだ韓国から回答がないようでございますので、さらに督促を今後とも重ねていきたい、かように考えております。

○田畑委員 四十二年という、日韓の国交回復の条約も成立して正常な関係に戻った時点でございしますが、四十五年と申しますともうあれからこれ三年を経過してあるが、この間調査について、厚生省としては韓国政府の機関等と何ら話し合いをなさっていないのかどうか。いまの御答弁

は御答弁だが、この場限りの御答弁では困るので、どのような接点があるのか。

○武藤政府委員 やはり外交問題でございますので、外務省の手を通じて交渉するほかはございません。ただ、昨年の末当局の課長が京城に行く機会がございましたので、その際も督促をさせた次第でございます。

○田畑委員 私はこれは大臣に特に、いまお聞きのような問題もあるわけですから、これは外交ルートを通じての交渉ということになるではありましょけれども、未帰還者の調査の問題等について、先般来しはばこの委員会でも取り上げられておるわけですね。私は未帰還者の実情調査等については、未帰還者留守家族等援護法や未帰還者に關する特別措置法、この法律に基づいてさらに適切な調査、そうしてそれに基づく措置をとられるように切に希望したいと思いますが、この点大臣の所見を伺って私の質問を終わることにいたします。

○内田国務大臣 できる限り善処して御期待に沿う所存でございます。

○倉成委員長 これにて、本案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 ただいままでに委員長の手元に、増岡博之君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より、本案に対する修正案が提出されております。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条に次の一項を加える。
2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十五年四月一

日から適用する。
附則中第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
(遺族年金等の支給の特例)

第五条 軍人軍属が遺族援護法第四条第五項に規定する事変地若しくは戦地における在職期間内に死亡し、又は軍人軍属であつた者が当該事変地若しくは戦地における在職期間内の行為に關連して当該事変地若しくは戦地において死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三条第一項の規定による遺族年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十四号)附則第十一項の規定による遺族年金を含む。)の支給事由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。ただし、当該死亡が大赦令(昭和二十年勅令第五百七十九号)第一条各号、大赦令(昭和二十一年勅令第五百十一号)第一条各号及び大赦令(昭和二十七年政令第十七号)第一条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に關連するものであることが明らかでないと援護審査会が議決した場合に限る。

2 前項の規定により遺族年金を支給する場合において、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したものであるとき(昭和十六年十二月八日前に死亡したことが昭和二十年九月二日以後において認定された場合を含む。)は、その遺族に弔慰金を支給する。
3 第一項の遺族年金及び前項の弔慰金については、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰金(同法第三十四条第四項の規定の適用によらないものをいう。)に關する規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と読み替えるものとする。

第二十五條第一項 第二十六條第一項第二号、第四号 及び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第二十九條第一項第二号及び第四号 第三十六條第一項第一号 第三十八條第二号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和四十五年十月

本修正の結果必要とする経費は、遺族年金について平年度二千九百万円、弔慰金について国債費総額一千四百万円の見込みである。

○倉成委員長 修正案に対する趣旨の説明を聴取いたします。増岡博之君。

○増岡委員 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる修正案につきまして、四党を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

その第一は、戦傷病者特別援護法による療養手当の額の改正について、公布の日から施行することとなるものを、昭和四十五年四月一日にさかのぼって適用することとすることとであります。

その第二は、軍人軍属の御遺族につきまして、現行制度のもとにおいては、軍人軍属がみずからその命を断たれた場合や戦線を離脱して死亡された場合等は、遺族年金等は支給されないこととなつておりますが、これを改正することとあります。すなわち事変地及び戦地の状況の特殊性にかんがみ、また、戦後、陸海軍刑法が廃止され、敵前逃亡等の罪は大赦令により赦免の対象となつた経緯もあり、事変地及び戦地において死亡された場合は、大赦令による赦免の対象とならなかつた

殺人、略奪等の犯罪行為に関連することが明らかである場合を除いて、その遺族に遺族年金及び弔慰金を支給しようとするものであります。

以上がこの修正案を提出する理由であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 修正案について御発言はありませんか。——なければ、この際、本修正案について、国会法第五十七條の三により、内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。内田厚生大臣。

○内田国務大臣 委員会における修正の御趣旨につきまして、私もその修正を尊重して対処いたしてまいる所存であります。

○倉成委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、増岡博之君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○倉成委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、増岡博之君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。田邊誠君。

○田邊委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、今日の経済成長の実情にかんがみ、援護の最低基準を引き上げ、公平な援護措置が行なわれるよう努力すること。なお、戦傷病者戦没者遺族等の高齢化の現状を考慮し、これら高齢者及び妻の優遇措置を講ずること。

一、未帰還者の調査については、さらに真剣に取り組むとともに、その実態の把握に万全を期すること。

一、遺骨の収集については、さらにこれを推進すること。

一、動員学徒等軍属の処遇につき、軍人軍属との格差をさらに縮小すること。

一、戦傷病者に対する障害年金及びその加給については、その改善に努めること。

一、戦後二十数年経過した今日、なお残されている未処遇者について、早急に具体的な解決策を講ずること。

以上であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、心身障害者福祉協会法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田邊誠君。

の基本的な考え方というものは、一体那边にあるのか。提案説明にみる述べられましたが、ひとつの端の大臣からその真意をお答えいただきたいと思います。

○内田国務大臣 心身障害者に対する福祉の施設につきましては、私どもは、それが今日まで十分な施設として満足すべきものであるとは決して考えておりません。その点は田邊委員から御指摘のとおりでございますので、そういう事態に対処いたしますために、ここに一つの総合的な野心的なモデル的な施設をつくるべきだというように意見が、政府のみならず国内の各方面に数年前から起こされて、この四、五年にわたって、着々その計画が進められておりましたことは、田邊委員御承知のとおりでございます。

ことに、これまで児童福祉法あるいは身体障害者福祉法に基づく身体障害者あるいは身体障害児の施設というものは、一面の施設ではありましたが、いずれも総合的な面から入り込んだものでないというふうな感じがいたします。そこで、今回、それを総合的な施設としてまずひとつつくるための試みといたしまして、国が国有地を提供いたしました。また、この四、五年、毎年予算を組みまして民有地を買収いたしました。まして、ここにこういう野心的な施設が完成、運営の寸前までやってまいってきたわけでございます。しかも、これの運営につきましては、国が準備をいたしましてまいりましたけれども、国みずから運営するとかあるいは特定の公共団体に運営させるとかというふうな、そういうまた窮屈な形も排除いたしまして、合理的な、弾力的な運営ができるかと考えられます一つの法人形態にするのがよろう、こういう結論にいま到達いたしましたので、今回の法案を出したと、こういう次第でございます。

○田邊委員 そこで、私は端的にひとつ数点にわたって御質問いたしますから、簡明にお答えをいただきたいと思うのであります。

現在予定されておりますのは、来年の一月に

特殊法人福祉協会を設立いたしましたので、来年四月からとりあえず五百五十人程度の入所者を収容するといふ、こういう規模であります。そこで、四十二年から建設を始めてまいりましたけれども、現在にいたるところ、一体どのぐらいに、どの程度に建設が進んでおいでございますか。これは一体、全体の規模からいいますならば何ほどの段階まで進んでいると、こういうふうにわれわれは考えてよろしいのですか。

○坂元政府委員 四十二年度から、先生おっしゃいますように、年次計画でもって整備をしてまいりました。土地の獲得、それから土地造成、そういうものから始まりまして、現時点におきまして施設の整備、建設の状況は、ごくかいつまんで申し上げますと、いわゆる居住等に当たった部門は大体四割ぐらいできておいて、その他の部門はそれ以外に各種の施設がございまして、この点はまだ若干建設作業がおくれております。目途としては、大体十月には完成をいたすというふうになるわけでございます。

そこで、後段にお尋ねの全体プランの中でどの程度のものができ上がっているのかということでございますが、このいわゆるコロニーというものの将来の計画なりをどうするかにつきましては、まだ完全な姿においてこの計画が定められておりません。したがって、いまお述べになりましたように、入所対象者も五百五十名というふうなものを考えているわけでございます。今後五百五十名をどこまでこの規模を拡大していくかにつきましては、もうちょっと時期を見ながら、全体的な最終的な計画をきめていきたい、かように思っております。

○田邊委員 そこで、当初千五百人、あとで開きしますけれども、中身は少し違いますが、そういうものを予定しておいたわけでございますけれども、いまの予定では、それでは一体何年度までさらに拡充計画を進めていくとされておるか、その点の計画はございますか。

に、いわゆる私どもの計画の基礎になりましたコロニー懇談会なり、あるいはコロニー建設委員会等におきましては、大体千五百名前後というものを一つの目標にしていくなさう、こういう御意見をちょうだいいたしていただいております。それに基きまして、厚生省としては計画を進めてまいりましたけれども、やはり最終的な姿を、一挙に施設整備等をはかるといふことはなかなか困難でございますので、明年度におきましては五百五十名というものを想定しておりますが、今後四十七年度以降にどのような計画でやっていくかという点につきましては、実はまだ政府部内におきましては完全な意見の一致を見ておりません。したがって、とりあえず四十六年度に五百五十名というものを入所させるというところまで、現時点においては一致しまして、今回の法律案を御提案申し上げたわけでございます。今後四十七年度以降の整備計画は基本的な計画につきましては、さらに今後厚生省を中心として、各方面の御意見を承りながら、そういう整備の基本計画というものを詰めてまいりたい、かように思っております。

○田邊委員 初めての試みでございますし、その時代時代によっていろいろ推移してまいりますから、私は慎重にいろいろ配慮する必要があると思ふんです。しかし一面においては、本法律案が成立をいたしますならば、いわばコロニーの実態を国民の前に姿を明らかにする。世間にもその真価を問うという一つの時期に来ているわけですね。ですから大臣、いま局長から答弁がございましたが、一面においては、今後の計画を慎重に練ることとはまた当然のことだろうと思ふすけれども、一面においては、やはり今度つくるところのものには大体こういう規模であつて、やはりこういう中身である、その中でとりあえず来年の四月から入所させる、こういうことになりませんか、政府に聞いても、一体どのぐらいの規模になるのかからぬということでは、私はずいぶんやみくもな話だと思ふんです。ですから一応のアウトライ

ンは当然あつてしかるべきであるといふふうに思つておるわけでありますから、いまこれをすぐ聞いて詰めてみても私は始まると思ひますけれども、やはり早急に、この協会の法案が成立をいたします前後において、一応のアウトラインは世の中に示すべきだ、こういうふうに私は思つておりますけれども、大臣、私の考え方をお聞きになって、これは当然ではないかと思ふんですが、いかがですか。

○内田国務大臣 ごもっともでございます。ただ、いきなりふろしきを広げまして、土地は七十万坪以上あるはずでございますので、五百五十人でなしに、さらにふやせるのでしようが、結局は運営のための従事者等々も問題になりますので、そういう点で充足されないようなふろしきを広げてしまつて、収拾がつかなくなつてもいけませんので、まず五百五十名で手がたく出発して、その成果を見ながら拡充をしていく。またその拡充も、私は同じ地点に限らず、これは将来他の方面にもこの法人をつくっていくというふうな構想もあつてもいいではないか、こういうこともありますので、これはひとつ並行して検討させていただきますかと思ひます。

○田邊委員 これは二様の見方があるのは当然です。私にはこうあるべきだと言つてゐるのではありません。ただ一応のアウトラインというのはいじやないか。あと三年ぐらいは継続して拡充する、したがって大体当面は千五百人ぐらいの収容の規模ぐらいになるだろうというふうなことぐらいいやなれば、とりあえず五百五十人だ、あとはわからぬというの私はまた不見識な話だと思ふんです。ですから大ぶろしきを広げる必要はないのです。千五百人が最終的に三千人になつたつてかまわぬと思ふのです。あるいは千五百人がいろいろな推移で、あとで聞きますけれども、ここ一カ所だけでもつて終わるべきものではないという考え方に立てば、他にも設立するということになつたから、したがって千二百人にとどめたということがあつてもいいわけですか

ら、別にきつかりとこれにこだわっていくべきだと言っているわけではございませんので、その点を踏まえて私の意見を聞いていただきたいと思います。

○内田国務大臣 五百五十人をもって終わるものではない。将来さらにこれを拡充する希望を私も持っているという事は、ここではつきり申し上げておきます。

ただし、いまも申し上げますような次第もございまして、一応第一次計画としては五百五十人ということを出発をさせていただきまして、引き続いてさらに今後の施策の拡充について案を立てたい、これが一番よろしいと考えている次第でございます。

○田邊委員 それに関連をしますが、これはコロニー懇談会についてもわかりですが、当然この種の総合施設というものは全国一カ所で終わるべきものではない。今後は全国の地域地域によって、ブロック別によって設置をする必要が当然出てくるだろうというふうに思っています。あるいは国でやるばかりではなくて、地方の公共団体がこれに対する建設計画を立てようというのがあるわけでございます。したがって、こういってことに對して、どのような計画と配慮をされようとしているのか。これはさっき私が言ったこととあらはらる関係でございます。またそれともいふところちょっとわからぬ、推移を見てなどという事では、あなたの言われる野心的な障害者対策にならぬと私は思っていますので、これに對していかがですか。

○内田国務大臣 これも田邊さん御指摘のとおり、現在すでに全国の地点、地域から、自分のほうが公共団体として、今回政府が計画されたようなことをやりたいという希望の表明もございします。それらにつきまして、公共団体をこの施設の主体にして国がそれに助成をする、あるいはまた年金の還元融資をするというような行き方もございまして、あるいはまたこの協会の、地域によりましては第二次の計画として施策をする

というように、そういうことも考えていい場所もあるかもしれません。いずれにいたしまして、この種の総合施設が高崎だけをもちて終わらだということではなしに、全国の他の地域における計画につきましても、関係公共団体と打ち合わせながら施策を立ててまいる所存でございます。

○田邊委員 ひとつ早急にやはりこの心身障害者対策の問題の今後のあるべき姿の一環として、この種の総合施設というものをどのように配置をしていくかということについても構想を明らかにすることが、私はたいへん大切だろうと思っております。非常に各方面からこの種の施設の整備、拡充が望まれている現在でございますから、精進見を持っていらっしゃる親御さん方、あるいは身体の不自由な方々を持つていらっしゃる人たちの立場を考えた場合に、われわれはやはり今後の政府のこれに対する構想、計画を早く打ち立ててもらいたい、こういう国民的な要望に對してお答えいただきたいというふうに思っております。

そこで、いままで整備に要した費用は大体私は存じておるわけでございますが、建設省どうでしようか。いままで施設関係で約二十七億ばかりの費用を要しておるわけでございますが、この種の国の建設、管轄等の建物からいいますならば、大体標準的な建物でございますか。あるいは、いろいろな内部設備等も必要であるから、かなりいいものをつくった、こういうふうな考えてよろしいでございますか。あわせて、土地は国有地あるいは県有地等がありました、これを買い上げたわけでしょうか。この購入費と整地等に要した費用を全体の建設計画から見た場合に、大体通常国がこの種のものを建てる場合に要する費用としては適切である、こういうふうにお考えでございますか。その辺の比率等についてもひとつお尋ねしたいと思っております。

○小西説明員 現場におきましては、四十三年度から土木工事を手始めに着手して現在に至っておりますわけでございます。いま御指摘のありまし

た建物の単価、その他工事費の内訳的なものにつまましては、何ふんにも施設が特殊な施設で、私も通常やっております事務庁舎と異なりまして、特に宿泊棟などにつきましては全然これは事務庁舎ベースでないもので、予算要求のときにはそれを想定いたしました。それなりの単価を要求しておるわけでございます。建物の規模が比較的小さいので、平屋、せいぜい二階建てでまとめましたので、実際の実行単価は比較的割が高くなっておりまして、建築費としては、実情を申し上げますと非常に安いという実感を申し上げておきます。

それから御承知のとおり場所がああいう場所なので、これが整地につきましては切り土、盛り土の量もばく大な量になりまして、その点でまるとしては私もあまりいいところとは思いませんけれども、場所がああいうところなので、将来の土くずれとかそういうことのないように、砂防、地面がすべることを防止するというようなことを相当注意してやりました関係上、普通の場所と比べると相当整地関係の費用につきましては場所柄にかかったという事は、これは事実としてやむを得ないのではないかと、かように考えております。

土地買収費につきましては、建設省のほうなので、私関係いたしておりませんのでちょっとわかりません。整地費の総額は、概数で恐縮でございますが、四億五千万くらい、これは後ほどなおあれでしたら、精査してお答えしたいと思います。

○田邊委員 不動産の取得は、購入費は何ほどでございますか。これは国有地なりあるいはいま地方公共団体が所有しておる土地を購入する際の価格の評価からいって、それでやったと思うのであります。適切であるとお考えでございますか。

○相原説明員 不動産の評価その他は理財局の関係でございます。ちょっと私専門でございまして、金額は約五億でございます。大体妥当ではなかろうかと私は考えております。

五千万という話が出ておりますが、直接的な整地、造成は約三億と私は承知をしておりました。が、ここではそれ以外のものも含めてでございます。それから、私の試算よりも少しふえております。そうなるまいと、大体土地の購入費と造成でもって約三億ばかりかかっておるわけですね。ですからあの場所を選んだことが適切であつたかどうかとなりますと、当時社務委員会でもって視察をいたしておるのであります。見た委員は、しろうとでございまして、どうもこれはやせ馬の背中を削って整地するようないへんな努力が必要ではないかというように、何を言われたのであります。しかし、なおかつコロニーのあり方からいって、ああいった土地を選ぶことが適切であつたかどうかということになりまして、いろいろな意見があると思っております。が、どうですか。場所としては、そういった土地購入やあるいは整地等においていろいろな努力は必要だったけれども、適切だった、それが運営については非常に効果的であるところである、こういうふうにお考えでございますか。

○坂元政府委員 敷地の選定につきましては当時の実情を聞いてまいったわけでございますが、大体関東地方の周辺くらいを限度にしまして、できる限り関東周辺ということを選考の第一要件にいたしましたわけでございます。そこでその場合でも、いわゆる気候、風土等の自然的な立地条件、社会的な環境あるいはまた交通なり地元とのいろいろな連絡提携、そういうものもろの要件、ファクターを総合的に勘案して、当時におきましては現在の高崎地区にきめたようでございます。私も、これは結果論でございますが、気候、風土というものが、それから社会環境というものが、交通関係、それからまた地元といわゆる地域社会との連絡なり提携、こういうようなものを考えてまいります。と、おそろしく現在地以上により条件のいいというところはないと、あるいはまたたんに、静岡県の大仁地区を第二候補として考えていたわけでございますが、土地の関係が

民有地が多かったというよりなこともございまして、高崎地区に決定したようであります。結果的には現在地のほうがやはり条件が一応すぐれている、かように考えているわけでございます。

○田邊委員 これは、問題はやはり今後の運営にかかってくるのではないかと私は思うのでありまして、あの土地を選定したことで、いま言った整地等にかなり努力が必要だったし、経費も必要だったけれども、なおかつ適切であったという評価を受けるのは、今後の運営の適切化をはかることによつて、これが最終的な成果をあげる、こういうふうに私は思つておるわけでございますから、そういう点でぜひ一その御努力をお願いしたいと思つております。

それでいわけのコロナー、コロナーといつておるのでありますけれども、この種のもは諸外国でもつてかなりいままでつづられておるようであります。アメリカにおいてもコロナーと称しているものがございますし、西ドイツでもベートルの家、あるいはオランダ、スウェーデン、それぞれ民営、公営等の違いはありますが、そういう施設をつくつておるわけでございますが、それに比較しましてわが国のこの施設の性格というものは、一体どういふふうなごいにわれわれはとらえていたらよろしうございませうか。世界的な趨勢から見てもやはりこういふものが必要である、こういうふうにわれわれはとらえていくべきであるか、この点をひとつお聞きしたいと思つております。

○坂元政府委員 先生御存じのように、諸外国におきましても相当早い時期からいわけのコロナー的な施設というものが各国において発達をいたしてきております。そこで厚生省におきましても、このコロナーをつくる前に実は海外の調査もいたしてまいりました。そういうような結果を総合して判断いたしますと、外国等におきましては非常に規模が大きい。つまり収容人員も八千人くらいというふうな非常に大きい、一つの地域社会をなしているところもあるようでございます。ただ外国

の例からしまして若干反省しなければならぬ点は、あまりにも規模が大きくなり過ぎますと、施設の運営なり職員の待遇問題、つまり全般的にたぐさん問題があり得るようでございます。したがいまして、わが国におきましては大体適切な施設の規模なり経営単位というものがどの程度かというものをいろいろ専門家の間で議論していただいたところ、大体千五百人くらいのが適切であらうというふうなことがいわれておるわけでございますので、このコロナーというものを一つの地域社会なり一つの生活共同体としてとらえていった場合に、だからといってあまりにも規模を大きく膨大なものにいたしますと、事後の運営その他に若干問題点が出てくるというふうなふうに私も考へておるわけでございます。

○田邊委員 いろいろと宿題の点がございまして、過去よりも現在あるいは将来にわたるこの種のもの、の適正な配置、規模、施設の内容等についてそれぞれ、ひとつ時代におくれないうに御配慮いただきたいというふうに私は思つておるわけでございます。

そこで、われわれは、当時この施設は心身障害者の国立コロナーと称して、これは国でやるべきものである、そういう認識できたのであります。したがつて私は、いよいよ発足を間近にしても、おそれることはこの施設として取り扱ひをされていくんじやないか、こういうふうに思つておつたのであります。今回特殊法人を設立をして、その協会に運営をゆだねる、こういうことになったのは、一面において性格なりが当時の考え方と変わつてきたんじやないか、こういうふうに私は思つておるわけでありませうけれども、これは大臣、どうでございますか。中身は非常に重大なものでありまして、やはり国が直接この種のもは責任を負ふべきであるというのが一般的常識であつたわけですね。それを、いわば民間にこれが運営をゆだねる、こういうふうに変つてきた一つの真意というものは一体どこにありますか。大臣

の答弁では、何か弾力的な運営、あるいはいふ国家公務員の定数をふやすことができないというふうないろいろなことを述べられておつたようでありませうけれども、私は、そういういわば便法的な意味ではないと思ふ。もうちよつと基本的な考え方というものがあべきじやないかというふうに思つておるわけでありませうけれども、いかがですか。

○内田国務大臣 これまでの建設なりあるいは資産の所有というものが全部国有のたてまえでやつてきておりましたので、でさう上がつた後の運営につきましても直接国が経営するといふような考え方ももちろんあるわけでありませうけれども、これは私が先ほど述べ、また御指摘もありましたように、實際現実的な運営という段階になりますと、一番問題なのは、やはりその従事者の確保、またその従事者の、何といひますか交流というふうな制度も考へなければならぬ点があるようでありませう。そういう場合に、そこにおる職員が全部国の職員だということになりますと、専門職員などの交流というふうなものもなかなかいたしにくいといふことがやはり一つの大きな理由になります。

ただ定員確保というばかりでなしに、そういう面があるといふこと。さらにまた、これは一般論として、弾力的な運営をするためには特殊法人としてやつたほうがいろいろの面におきまして効率的な運営ができる、こういうふうな観点から特殊法人とするに法案を御審議を願ふことにはいたしましたわけでありませう。しかし特殊法人ではございませうが、別に民間の資本を入れるわけでもございませう、全額政府の出資といふことでやるといふことには変わりございませう。

○田邊委員 そこで、行管としては一体どういふ考へ方でございますか。私は公務員の定数をふやすこと等はもろん難けなければならぬといふ一般的ないまの風潮、情勢があるといふことは承知しておりますが、それだからといって、進歩的な前向きな事業に対してまでこれを制約し、たゞ形式的にそつたことはまかりならぬといふ、こういう考へ方というのは、これはまた一面とるべ

きでないといふふうに思つておるのであります。今度のこのコロナーの運営というものが、何かそつた公務員の定数をふやすことはできないといふような観点でもつて特殊法人を設立したことは、この提案説明等にもあるわけでございますから、それだけが主要な原因であるとすれば私は問題だと思つております。そういう点で、行管は一体この問題に対してどういふ態度をおとりになつておられますか、お伺いしたいと思つております。

○關説明員 先生御指摘のように、定員の増加につきましても一般的に抑制の方針をとつておるとは御指摘のとおりでございますけれども、しかしながら、それがぜひとも必要なものまでも無理やり押え込むといふことではございませう、現に昭和四十五年度においてもぜひとも必要な部面につきましてもは相当増員を予定いたしておるわけでございます。

このコロナーの場合につきましては、特殊法人のほうが実際の動きとしては人の確保が容易であるといふような面の配慮をいたしたことは確かでございますけれども、総定員法の運用上、定員抑制方針との関係で無理に特殊法人にいたしたといふことではございませう、厚生大臣から御説明のありましたように、われわれも厚生省といろいろ御相談をしたわけでございますけれども、このコロナーの運営をやります組織形態としては、特殊法人のほうが適切ではなからうかといふふうに判断をいたしまして、この協会の新設に踏み切る、こういうことにいたしましたわけでございます。その際、特殊法人の形態をとるにあつてはいろいろな点を考慮いたしたわけでございますけれども、何しろ初めてのこういふ一つの経験でございますので、そのときそのときの経験に応じて適切な弾力的な運用をはかるということが必要であらうかといふことで、そのためには特殊法人のほうがよからう。また、付属機関の場合に比べますと、特殊法人の場合でございますと、通常、理事も複数を置くことになり、そういうふうな点で専門分野の人が相談をしながらこの運営をやつてい

くという面でも、単独の長を置いておきます付属機関の場合よりは特殊法人のほうがよからう、かように判断をいたした次第でございます。

○田邊委員 あなはそういうことを言われるのだが、一面、特殊法人あるいは公社、公団をつくることについても行管はチェックしておるはずですよ。これは非常にうまみのある運営ができるではないかという話もあるけれども、私は率直に言わしてもらおうと、特殊法人にしたというのを私どもが聞いたときに、かなりの人から、また役人の天下りの施設を一つつくったか、こういうことを実は言われるのであります。私はそういうことを言われることは、現在日本の官庁組織からいって非常に憂うべきだと思ふのです。今度のような施設というのは、まさに純粹に障害者に対する救済策をどうとるべきかという、いわば善意のかたまりのような国民の声を反映してできたものです。ですから、私は願わくはこれは国でやるなり、あるいはいま出されておる法人組織でやるなりいたしまして、やはりそういう声が上からぬことを望むものだろうと思ふのであります。こういふ点から言いますならば、やはり一つ天下りの、官僚がそこへ出ていって理事長なり理事なり役員に就任する、そういうルートをつくったのじゃないか、こういうことを言われてはならぬと思ふのです。したがって、重大な理由がなければ、これでやっていくことが最善だという確信と、世にそれをちゃんと説明できるものがないければ、私はこの特殊法人について疑問を持つというのは当然だろうと思ふのです。そういう点に対してはどういう御配慮をなさっておりますか。

○關説明員 御指摘のとおり、特殊法人の新設、総数としての増加という点については、種々批判がありまことは私も承知をいたしております。特殊法人の新設につきましても、これを極力抑制をいたしてまいらうという方針をとっておるわけでございます。しかしながら、ぜひとも必要なものを是非でも無理やり押え込むということはいかがかと存するわけでございます。

それから、先生後段で御指摘の、天下りのためのものではないかというような批判もかねがね承っておりますけれども、その点につきましても、これは組織でございますから、何らかの管理組織をつくらなければならぬ。それが特殊法人の場合理事長でございますけれども、付属機関にいたしまして、その長はとりあえず必要になる。なおその下に置きます理事につきましても、法案にもございすように、この特殊法人は、ほかの特殊法人に比べますと非常に少ない数になっておまして、そういう批判の起こりませんように、施設の運営上必要最小限にとどめた次第でございます。

○田邊委員 ぜひとつ、これはほんとうに純粹な立場で施設の運営がはかられるのだ、こういう認識で世の中があたかく迎えるように立場を明確にしたいというところを心からお願ひをするわけでありま。大臣、やはりこれははからざりきことございまして、そういうふうなふりに逆の面で言われることを私は非常におそれるわけでございますから、運営にあたつては、そういういふ冗漫な運営のないようにぜひやっていただくように、私は心からお願いしたいと思つておるわけでありま。いかがでございますか。

○内田国務大臣 この機関が、厚生省的な見解をもつていたしますと、単に一つの医療機関であるとか、あるいはまた研究機関であるというふうな場合におきましては、何れ特殊法人にする必要はございせんが、よく御承知のように、これが医療の面もある、また授産の面もある。その他片面的な機能だけではなしに、幾つかの総合的な機能を持たせたいということになります。これは私が考えましても、一局長、一長官のよく運営するところではないと考えます。いろいろな方面から人材を集めて、総合的に運営をするという見地に立ちますと、やはり今回のような法人の仕組みによりらざるを得ないだろう。しかし、その場合に、いたずらに管理者の人数を多くするというようなことはあるべきではないということで、役員も理事

長並びに理事三人というごく少数にとどめて、それぞれ分野を代表するよう専門家の方にお願ひする、こういうことに相なると思ひますが、ただいまの田邊委員の御意見につきましては、たいへんありがたい御意見でありま。世間から批判を受けることがないよう、この役員の任命、運営等につきましては十分とめてまいりたいと思ひます。

○田邊委員 そこで、心身障害者福祉協会という名称を法人は使っているのでありますが、施設の名称は一体どういふふうになっておりますか。

○坂元政府委員 現地の施設の名称は、実は法律上はまだきまつてないかっこうになっております。これは、法律の規定によりまして、厚生大臣の承認を受けて協会自身が定めることになっております。したがって、現在厚生省を中心として、政府部内では、現地の施設の名称をどのようにするか相談中の段階でございます。

○田邊委員 一説によると、望みの園というふうな名称をつけたらどうかというふうな話もあるそうですがございすが、日本でまだコロニーというところとが定着してないということもあるのだが、この心身障害者国立コロニーというのはかなり世に広まつておる名前なんです。どうも法人の名前にしても、あるいは施設の名称にしても、何か取つてつけたような、どうかで思ひついて発明したような名前ではなくて、やはりコロニーという名前を使つてもいいのじゃないかという意見が、われわれの仲間の中でもずいぶん出ておるよう

に聞いているのです。ですから、コロニーというものが世界的なことばになつてきていたのだし、せつかくこまで名前を広めたのだから、それにぴつたりと合つたような形にするには、そういう法人なり施設の名称なりも使つても差しつかえないのじゃないかと私は思つておるのですが、そういうことはお考えでございせんでしたか。

○坂元政府委員 コロニーという名称は、確かに外国の場合には非常に定着した考え方な名称になつておるようでございます。それから、いま先生

お述べになりましたように、日本の場合におきましても、コロニーというのは、大体もう一般の国民なり有識者の間におきましては、一つの既定概念みたいになつておる面も確かにございす。したがって、私どももいたしましては、この施設の名称をきめる際に、そういうコロニーを含めたいろいろな名称を実は考へてきたわけでありま。しかしながら、いま先生おっしゃいましたように、コロニーという名称のほうが、むしろこの施設の実態なり経緯からいってふさわしい名前ではないかという御意見も確かに非常に強いわけでございます。私どもとしましては、法案をかりに成立させていたしましたが、その後におきまして、民間の各階層なり、あるいはいろいろな方面の御意見をお聞きしながら、最終的にこの名称はきめていきたい。やはり、日本において最初の施設でございまして、この名称が、施設のイメージというものを今後象徴するといふようなこととございすので、慎重に、各方面の御意見を承りながら、ふさわしい名称を決定するようになしたい、かように思つておるわけでございます。

○田邊委員 そこで、先ほど行管の話もあり、大臣の意思表明もございまして、今後の運営について私は非常に重大であらうと思ふので、ぜひ誤りのない適切な運営をやつてもらいたいと思ふわけでありま。その意味合いからいいますならば、やはり、この運営を円滑にし、国民全体の理解と協力を求めるという立場からいいますならば、何かこの協会に対してこれに協力するような機関といたつたものがあつていいかと私思ひます。いままで群馬県では、特に建設協力懇談会というのを設置して、有形無形のしり押しをしてまいつておるわけでありま。今後とも、これが発端になりましたコロニー懇談会なり建設協力懇談会、こういうものが引き続き衆知を集めてこれが運営の適切をはかるための協力体制をしつていくことが、私はぜひとも必要でないかというよう

に思うのでありまして、そういう意味合いから、ひとつ民間人あるいは地元各階層、その代表者による運営協議会的なものを設置することがぜひとも望ましいのではないかと、私はこういふように思っております。この法律案の成立の機会に、こういった考え方を具体的構想がありであるかどうか、この際たまたまおきたいと思います。

○内田国務大臣 私は全く田邊さんと同意見でございます。ただし、そういう機構を置くことをこの法律の中に入れてみると、とかく大世帯の機構倒れの構想をここで取り込んだような形になりますので、この法律上の運営機構というものは、理事三人以内という簡素な形にしておるのであります。この理事の方々のお力や知恵をおかりしなければならぬ民間の各分野の方々がたくさんいるはずでございますので、いま御意見がありましたら、いろいろな形をぜひつくってまいりたい。また、運営の面には運営のやり方もございまして、場合により社会福祉施設でございまして、場合によれば、いろいろな面からお金を集めていただくことも必要な面もございまして、いろいろな意味から、私はぜひ田邊説をとらしていただきたいと思っております。

○田邊委員 大蔵省、どうでしょうか。これは、運営協議会なりその他についても、いろいろな機構上なり費用の面から、当然国としてもいろいろなことを考えなければならぬのであります。これに對するところの大蔵当局なりの考え方というものはいかがでございますか。これもあわせてお聞きしておきたいと思っております。

○佐々木(義)委員長代理 速記をとめて。
〔速記中止〕

○佐々木(義)委員長代理 速記を始めて。
○相原説明員 中座しましてたいへん失礼をいたしました。
いまのお話でございますが、厚生省と相談しまして善処したいと思っております。
○田邊委員 あなた、ひとつ約束しておいてくだ

さい。そういった今後の運営に對して、大蔵省としては必ず協力するということをお約束しない。○相原説明員 よく厚生省と相談したいと思っております。

○田邊委員 賛成なのか、反対なのか、どちらだ。

○相原説明員 この施設の運営につきましては、将来とも民間の意見を十分反映する必要があると思っております。したがって、そういう方向で努力したいと思っております。

○田邊委員 ちょっと時間を食いましたから、二、三質問を飛ばしますけれども、この法人は資本金は当然国で出すわけですね。今後の運営についても、やはり国が責任を負わなければならぬ、こういう形になるわけですが、この点大蔵省は承知しておるわけですね。

○相原説明員 この施設の運営につきましては、いろいろ問題もあるかと思いますが、補助規定につきましては、特に御指摘のように規定はございません。しかし、その運営につきましては、たとえば交付金とかいう形で何とかめんどろみしたいと思っております。

○田邊委員 資本金は。

○相原説明員 資本金につきましては、発足当初は現物出資の形でございますが、今後の運営につきましては、必要な場合には交付金等によりまして十分運営に支障のないようにいたします。

○田邊委員 そうすると、この種のことについては、私はさきき行管にもしつこくお願いをしたのですけれども、大蔵省では、他の模範になるような形で運営ができるように——実は、時間があれば、施設の入所対象になる人たちの処遇についてもこまかくお聞きをしたかったのでありますけれども、私はあえて省きます。現在私は精神福祉法なりその他の面でまだ十分でない点があると思っております。そういった点から見まして、ぜひ画期的な施設に恥じないような配慮というものを、ことに財政面からお願いしなければならぬというように私は思いますので、そういう

意味ではひとつ大蔵省に特に私は一言申し上げたいと思つて質問をしていたわけでございますから、よく質問の趣旨を理解していただきまして、今後の協力をお願いしたいというように思っております。

そこで、この施設の入所対象となる障害者は、一体どういふ方々を対象としておられますか。

○坂元政府委員 明年度入所を予定しております五百五十名につきましては、いわゆる重度の精神薄弱者を大体考えております。その次に身体障害者、こころいふような者をとりあえず五百五十名対象として選定をいたしたい、かように思っております。

○田邊委員 そこで局長、コロニー懇談会が発足した当時から、この国立コロニーというものが、精神と肢体不自由児と両方を入れる、あの青写真を見ましても、大収容施設も均等に七百五十人くらいずつ入れよう、こういうことだったのですが、今度の具体的な計画を見ますと、重度の精神をまず対象にして、大収容施設を所収せざる、こころいふようになつております。肢体不自由児のほうはもう全然抜けておるわけですが、これは将来とも入れない、精薄一本でいく、こころいふ形に考へ方が変更されたわけですか。

○坂元政府委員 田邊先生よく御存じのとおりでございます。当初いわれるコロニーから御意見をいただいた場合の入所対象者の障害者の範囲は、いま仰せのとおりでございます。それを受けまして、私どもとしましては、五百五十名くらいの人所対象者を第一次計画として計画を進めてまいつたわけでございますが、精神と肢体不自由との両方を一べんに今後入れていくかどうか、この点につきましては、まだ若干議論がありますので、とりあえず、明年度におきましては、精神を主体として対象をきめていきたい、かようにいたしたわけでございますが、肢体不自由関係は今後この施設の対象としていくかどうかにつきましては

は、私どももうちょっと時間をかけていただきたい、コロニーの御専門家あたりとも十分御相談をしながら、今後この施設の運営あるいは入所の対象というものをどつちの方向に持っていくか、そこあたりを少し詰めてみたい。と申しますのは、現在各地方でいわゆる地方コロニーというのが計画なり準備が進められておりますが、やはり、考へ方が非常にばらばらになつております。私どもは、この地方コロニーというものと、国で今回計画しております国立のいわゆるコロニーというものとを相関連するものがございまして、そういうようなものを総合的に一べん計画を詰めてみたい。それにはやはり有識者等の御意見も一回あらためて伺ひまして、そして一つの体系としてどのようにしてこの施設を運営していったほうがいいのか、そこあたりについてちよつと詰めて足らない、そういうふうに実は思つておるわけでございます。したがって、将来とも肢体不自由関係をこの施設から除外するといふようなことは決してございせん。もうちよつとそこを、各方面の御意見を承つてから総合的に詰めて行なつてみたい、実はかように思つておるのが現在の率直な気持ちでございます。

○田邊委員 それでは、時間がございせんから、私はひとつ資料だけ出していただきたいのです。一体この施設に具体的にどういふ職員を配置するのか、その規模ですね。それから、この間地元の建設協力懇談会と懇談をした結果が地方紙に出ていましたのですが、何か職員の採用が非常に進んでいないという話があるわけでございますけれども、この職員の確保が発足の時期と合せて非常に重要じゃないかと私は思ふので、これに對する方策を早急に講じてもらなければいけないのではないかと私は思ふわけでありまして、その問題と、それから入所者の処遇の問題、これは国によつては全額国が持つておるといふところもあるわけですが、州で持つておるといふところもあるわけですが、標準家族月収四万八千円以上の場合

○田邊委員　そこで、ちよつと時間

いうものがおくれておると思うわけ

第一 頌第七号
社会労働委員会議

○田邊委員 終わります。

午後一時五十六分散会

午後一時五十六分散会

昭和四十五年四月二十四日印刷

昭和四十五年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局